

武蔵野市
第四次男女平等推進計画(案)
中間のまとめ

平成 30（2018）年 12 月
武蔵野市男女平等推進審議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景（はじめに、国・都の動向、本市の取組）	3
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画の位置付け	9
2 計画の性格	9
3 計画の期間	9
4 計画の推進	10
第3章 施策の展開	13
1 計画の目指す将来像	15
2 計画の基本理念	15
3 計画の基本目標	16
4 計画の体系	18
第4章 基本目標ごとの基本施策・事業計画	21
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	23
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	33
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	57
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	75
数値目標	85
資料編	89

※「性別等」の表記について

人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。本計画においては、「性別等」という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

※元号「平成」の表記について

政府は、退位特例法の施行日を「2019年4月30日」とする政令を閣議決定し、翌日の5月1日から新しい元号に改元されます。本計画においては、市民にわかりやすいよう元号と西暦を併記しました。なお、改元後の表記については、新たな元号が決定していないことやわかりやすさを優先して、一部「平成」の表記を残していますが、新元号の施行後は、「平成」の表記は新元号に読み替えます。

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景(はじめに、国・都の動向、本市の取組)

(1) はじめに

男女平等社会の実現のためには、多様な個人を理解し尊重しあい、全てのひとが、その個性と能力を生かして、生涯にわたりいきいきと、健康な生活を営み、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくっていくことが必要です。

本市では、平成 29（2017）年に制定された「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」（以下、「男女平等推進条例」という。）に基づき、男女平等施策の推進状況の評価を行うことにより、課題を明らかにしながら、事業を推進してきました。本計画は同条例第9条に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、策定するものです。計画策定にあたっては武蔵野市男女平等推進審議会（以下、「推進審議会」という。）に諮問するものと定められており、「武蔵野市第三次男女共同参画計画」（以下、「第三次計画」という。）を引継ぐものです。また、同条例第9条に基づき、計画の名称を「男女平等推進計画」へと改めます。

(2) 国の動向

国は、平成 11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における重要課題として位置付けています。

男女共同参画に関する取組は世界でも進められており、近年においては、平成 27（2015）年にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、17 の目標からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げており、そのうちの一つである「ジェンダー平等を実現しよう」という目標に向けた取組が各国で進められています。このような世界の動きの中、国では働き方改革や女性の活躍推進などに向けた取組が進められていますが、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が公表している各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GGI）をみると、平成 29（2017）年の日本の順位は 144 か国中 114 位と依然として低い状況です。

また、国は、男女共同参画社会基本法が施行される以前からこれまで、様々な取組を行っていますが、本市の第三次計画策定後の男女共同参画に関する法律の動きは次のとおりです。

男女共同参画基本計画に関する動きとしては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12（2000）年「男女共同参画基本計画」を策定してから改定を重ね、平成 27（2015）年 12 月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。「第4次男女共同参画基本計画」では、政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るために「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」という4つの政策領域を設け、取組を進めています。

職場における男女平等の取組や、仕事と育児・介護の両立に関する法律の動きとしては、「男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」が、平成 29（2017）年 1 月に一部改正され、事業主に対し、妊娠・出産等を理由とした上司や同僚からのハラスメントの防止に対しての措置義務が規定されました。「育児・介護休業法」はその改正と同時に、育児休業などの対象となる子の範囲の拡大や、介護休業の分割取得、介護休暇・子の看護休暇の取得単位が柔軟化されました。さらに、同年 10 月にも一部改正され、子が 1 歳 6 か月に達する時点で保育所に入れない場合などには、子が 2 歳に達する日まで育児休業の取得を可能とすることになりました。

女性活躍推進に関する法律の動きとしては、平成 27（2015）年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が 10 年間の時限立法として制定され、国・地方公共団体、従業員 301 人以上の企業の事業主に女性の採用・昇進・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました（従業員 300 人以下では、努力義務）。

配偶者からの暴力の防止等に関する法律の動きとしては、平成 13（2001）年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定され、平成 19（2007）年の一部改正により、市区町村における「配偶者暴力対策基本計画」策定が努力義務となりました。その後、平成 25（2013）年 6 月にも一部改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と名称が改められるとともに、配偶者間の暴力に限らず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象とされました。

（3）東京都の動向

東京都は、平成 12（2000）年 3 月に全国に先駆け「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成 14（2002）年に男女平等参画のための東京都行動計画「東京都行動計画チャンス&サポート 東京プラン 2002」、平成 19（2007）年に「同 東京プラン 2007」、平成 24（2012）年に「同 東京プラン 2012」を策定してきました。

配偶者からの暴力の防止等の取組については、平成 18（2006）年 3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を制定し、平成 21（2009）年、平成 24（2012）年に改定をしています。

平成 29（2017）年 3 月には、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。「東京都男女平等参画推進総合計画」では、「働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を重点課題としています。

平成 30（2018）年 10 月には、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消及び不当な差別的言動の解消への取組について規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を策定しました。

(4) 本市の取組

本市では、平成2（1990）年に「武蔵野市女性行動計画」を策定し、平成10（1998）年に「第二次女性行動計画」へと改定しながら、女性の地位向上と男女共同参画社会の実現に向けて全庁的に施策の推進に取り組んできました。その後、平成11（1999）年の男女共同参画社会基本法の制定に伴い、市区町村では努力義務となる「市町村男女共同参画計画」に該当する「武蔵野市男女共同参画行動計画」を平成16（2004）年に策定してから、平成21（2009）年には「武蔵野市第二次男女共同参画計画」（以下、「第二次計画」という。）、平成26年（2014）には「武蔵野市第三次男女共同参画計画」へと改定を重ねてきました。第三次計画からは、「男性の家庭・地域活動への参画推進」、「セクハラやストーカーへの対策」、「ひとり親家庭、高齢者・障害者、性同一性障害のある人などへの支援」の施策を追加し、「配偶者暴力対策基本計画」を本計画の中で位置付けることとしました。

男女共同参画社会の実現を目指し、市民や団体の自主活動とネットワーク化を支援する拠点として平成10（1998）年に開設した「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」は、開設以来、市民団体に管理運営を委託してきましたが、平成21（2009）年4月に専門スタッフを配置し、平成24（2012）年4月に市の直営といたしました。平成28（2016）年10月に市民会館に移転するとともに、相談や調査研究機能を備え、名称も「男女共同参画推進センター」（愛称：ヒューマンあい）へと改称しました。

さらに、これまで第二次計画、第三次計画において記載されていた男女共同参画に関する条例の制定について検討を重ね、平成29（2017）年4月には「男女平等推進条例」が施行されました。それに伴い、施設の名称も条例の名称に合わせ「男女平等推進センター」へと改称し、条例に基づく男女平等社会の実現を目指す拠点施設として、新たな展開を迎えています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を位置付けます。
- (4) 本計画において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を位置付けます。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定します。
- (2) 本計画は、市の長期計画・調整計画や子どもプラン武蔵野、その他の関連する分野別計画との整合性を図り、武蔵野市第三次男女共同参画計画を引き継ぎます。
- (3) 本計画は、「武蔵野市男女平等推進審議会」の意見を尊重するとともに、これまでの計画の推進状況や課題を整理し、市民意識調査の結果やパブリックコメントによる市民参加のもとに策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間としています。ただし、社会状況の変化や「武蔵野市男女平等推進審議会」及び「武蔵野市男女平等庁内推進会議」の意見などにより、必要に応じて見直しを図ります。

男女平等推進計画及び関係計画の策定期間

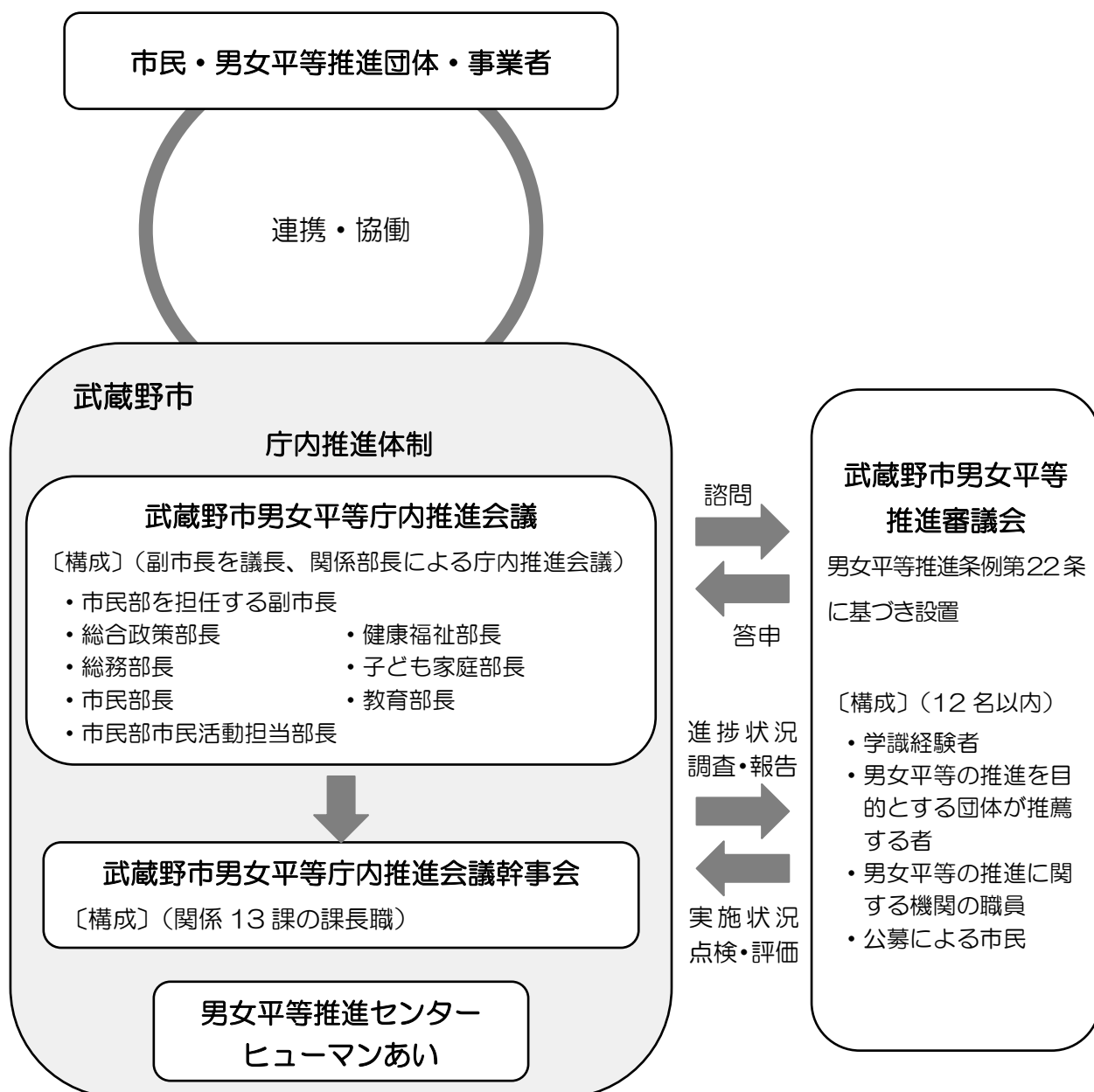
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
第5期長期計画				第5期長期計画・調整計画				次期長期計画			
第3次男女共同参画計画						第4次男女平等推進計画					
		第四次子どもプラン武蔵野					次期子どもプラン武蔵野				
健康福祉総合計画2012					第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画						
第二次特定事業主行動計画前期計画 (次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく)							次期特定事業主行動計画				

4

計画の推進

(1) 推進体制

- ① 「男女平等推進条例」に基づいて設置される「武蔵野市男女平等推進審議会」において、推進計画の策定や計画の進捗状況、施策に関わる重要事項について、専門的又は市民的地から審議し、市長に答申します。推進審議会からの答申を踏まえて、男女平等推進施策を展開します。
- ② 推進審議会は、学識経験者、男女平等の推進を目的とする団体が推薦する者、男女平等の推進に関する機関の職員、公募による市民の計 12 人以内で構成します。
- ③ 全庁にわたる横断的な推進体制として、「武蔵野市男女平等庁内推進会議」により、互いに計画の進捗状況を点検し、計画の効果的な推進に努めます。



(2) 連携と協働

男女平等社会の実現に向けた施策の推進にあたっては、国や東京都、関係機関との連携を図るとともに、市民、事業者等と協働して取り組みます。

(3) 推進計画の効果的な進行管理

- ① 年度ごとに進捗状況を確認し、「男女平等推進条例」第22条により推進審議会から評価を受け、年次報告書を作成し、公表します。
- ② 進捗状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

(4) 計画の区分

本提言書では第三次計画から引き続き実施する事業のほか、すでに各課において実施している事業で男女平等の推進に関係する事業や新規事業を、次の4つに区分しています。

「継続」：すでに実施している事業で、レベルを落とすことなく推進する事業
「充実」：すでに実施している事業で、計画期間内で内容を充実する事業
「新規」：今回計画で新たに取り組む事業
「見直し」：すでに実施している事業で、規模の縮小や見直しを行う事業

また、事業の対象者を明確にするため、市民向け事業を「市民」、団体及び事業者向け事業を「事業者等」、市役所内の取組を「市」として表記しています。

(5) 計画の数値目標

本計画の進捗状況をわかりやすく見える化するため、数値目標を設定しています。本計画独自の数値目標以外は、個別計画における進行管理を優先しつつ、本計画と連携を図ります。

第3章 施策の展開

1 計画の目指す将来像

本計画の目指す将来像を次のとおりとします。

全ての人が、互いに人権を尊重し、
性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、
生涯にわたり、いきいきとくらせるまちを目指します。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念を、「男女平等推進条例」第3条に基づき、次のとおりとします。

- (1) 人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識から自由になること
- (3) 立案・意思決定の場への平等な参画
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際的な取組への理解
- (7) 特に困難な状況にある人などへの支援
- (8) 教育や学習の場における意識や態度の形成

3

計画の基本目標

基本理念を達成するために、4つの基本目標を設定し、具体的な施策・事業計画を掲げています。なお、重点施策として9施策を指定しています。

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

男女平等社会の実現のためには、全ての市民が、性別等にかかわらず個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

そのため、男女平等推進の拠点施設である男女平等推進センター「ヒューマンあい」を中心に、生涯を通じて男女平等について学び、参画できる場の提供を行います。また、男女平等のみならず性の多様性を含め、それぞれの性を理解し尊重する意識づくりをするためには、子どもの頃からの教育が大切であり、これまで培ってきた人権を尊重し生きる力をはぐくむ武蔵野市の学校教育を、より一層推進します。

重点施策 Ⅰ－１－（１）男女平等の意識啓発
 Ⅰ－３－（１）性の多様性に関する理解の促進

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事や家庭生活における責任を果たすためには、子育て期や中高年期などライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者などと協働し環境の整備を図る必要があります。

職場における女性の活躍を進めることにより、新しい発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活への関わりや地域活動への参画を促進し、男女それぞれの能力や状況に応じて仕事と生活の調和を図るための支援が必要となっています。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努め、市内の事業所と協働しながら、働きやすい職場づくりや、男性の家庭・地域活動への参画促進を図ります。また、政策・方針決定の場、子育てが一段落した女性の再就職支援や起業支援、地域活動・防災活動における女性の参画など、あらゆる分野における女性の参画を進めます。

重点施策 Ⅱ－１－（１）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発
 Ⅱ－３－（１）子育て支援施策の充実
 Ⅱ－４－（１）政策・方針決定の場への女性の参画の促進

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力（DV、デートDV）や性に関するハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者の多くは女性であり、女性の尊厳を傷つけ、男女平等社会の実現を著しく妨げるものであり、あらゆる暴力を許さないまちづくりが求められています。

そのため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた切れ目のない支援を総合的・体系的に取り組むとともに、その他の暴力の防止と被害者支援に取り組んでいきます。さらに、多様な人が安心して暮らせるよう、ひとり親家庭や高齢者、障害者への支援に努めます。

重点施策 Ⅲ－１－（１）暴力の未然防止と早期発見
Ⅲ－１－（２）相談事業の充実
Ⅲ－３－（１）ひとり親家庭等への支援

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

男女平等の堅実な推進には、推進計画、推進拠点、「男女平等推進条例」を整備し、それぞれの特性を生かしつつ相互に関連させる必要があります。さらに、地域の男女平等を推進する拠点として男女平等推進センター「ヒューマンあい」の強化・充実が求められています。

そのため、「男女平等推進条例」の周知・活用に努め、男女平等推進センター「ヒューマンあい」では、市民との協働・参画を推進し、市民団体を支援するとともに、計画の推進体制を整備・強化します。さらに、「男女平等推進条例」に基づき、男女平等の視点に立った表現の浸透に努めます。

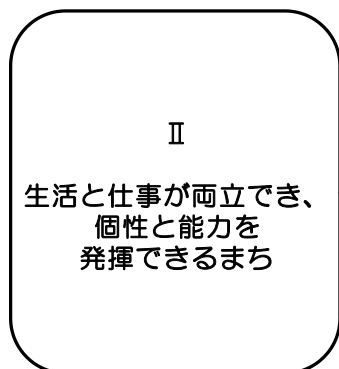
重点施策 Ⅳ－１－（４）男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

基本目標

基本施策



1. 男女平等の意識づくり
2. 男女平等教育の推進
3. それぞれの性を理解し尊重する意識・体制づくり（新）



1. ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
2. 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
3. 子育て及び介護支援の充実
4. あらゆる分野における女性の活躍の推進



1. 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援
2. 性に関するハラスメントやストーカー等への対策
3. 特に困難な状況にある人への支援
4. 女性の生涯にわたる健康施策の推進



1. 計画推進体制の整備・強化
2. 男女平等の視点に立った表現の浸透

施策（★は重点施策）

（１）男女平等の意識啓発★

（１）男女平等の視点に立った学校教育の推進

（１）性の多様性に関する理解の促進★
（２）性的マイノリティ等への支援

武蔵野市女性活躍推進計画

（１）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発★
（２）男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

（１）地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
（２）ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

（１）子育て支援施策の充実★
（２）介護支援施策の充実

（１）政策・方針決定の場への女性の参画の促進★
（２）女性の再就職支援・起業支援
（３）女性の地域活動・防災活動への参画促進

武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画

（１）暴力の未然防止と早期発見★ （４）自立支援
（２）相談事業の充実★ （５）推進体制の整備
（３）安全の確保

（１）性に関するハラスメントやストーカー等への対策

（１）ひとり親家庭等への支援★
（２）高齢者・障害者の方への支援

（１）各種健康診断の充実
（２）リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発

（１）「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
（２）市民参加による男女平等の推進
（３）庁内推進体制の整備
（４）男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実★
（５）男女平等推進情報誌等の発行と周知

（１）メディア・リテラシーの向上

第4章 基本目標ごとの基本施策・事業計画

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

基本施策1 男女平等の意識づくり

現状と課題

本市では、男女平等の意識づくりのため、男女平等推進情報誌「まなこ」の発行や、中央図書館・武蔵野プレイスでの関連図書展示などを通じて情報提供を行ってきました。また、男女共同参画週間に合わせて講演会や映画上映などを実施する男女共同参画フォーラムを開催しています。

「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という質問に対し、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した賛成側の回答は39.0%、「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した反対側の回答は45.0%となっており、特に女性は反対側の回答が5割程度と高くなっています（図表Ⅰ－1）。

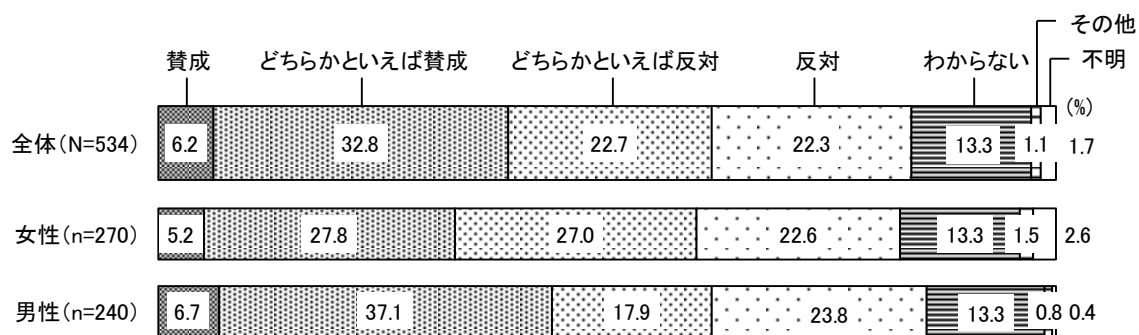
また、同調査における男女の地位の平等感についてみると、男女が平等になっていると半数以上の人が感じているのは『学校教育の場で』のみとなっており、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した男性優遇側の回答は、『社会通念・習慣・しきたりなどで』と『政治の場で』で7割台と高くなっています。また、『社会全体では』は、男性優遇側の回答が約7割となっており、社会全体で男女が平等になっていると感じている人は依然として少なくなっています（図表Ⅰ－2）。

このように、固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念や慣習は未だ根強く残っていることから、男女平等の意識づくりに向け、引き続き市民が男女平等について学ぶ機会を提供するとともに、積極的に情報提供をする必要があります。

施策の方向性

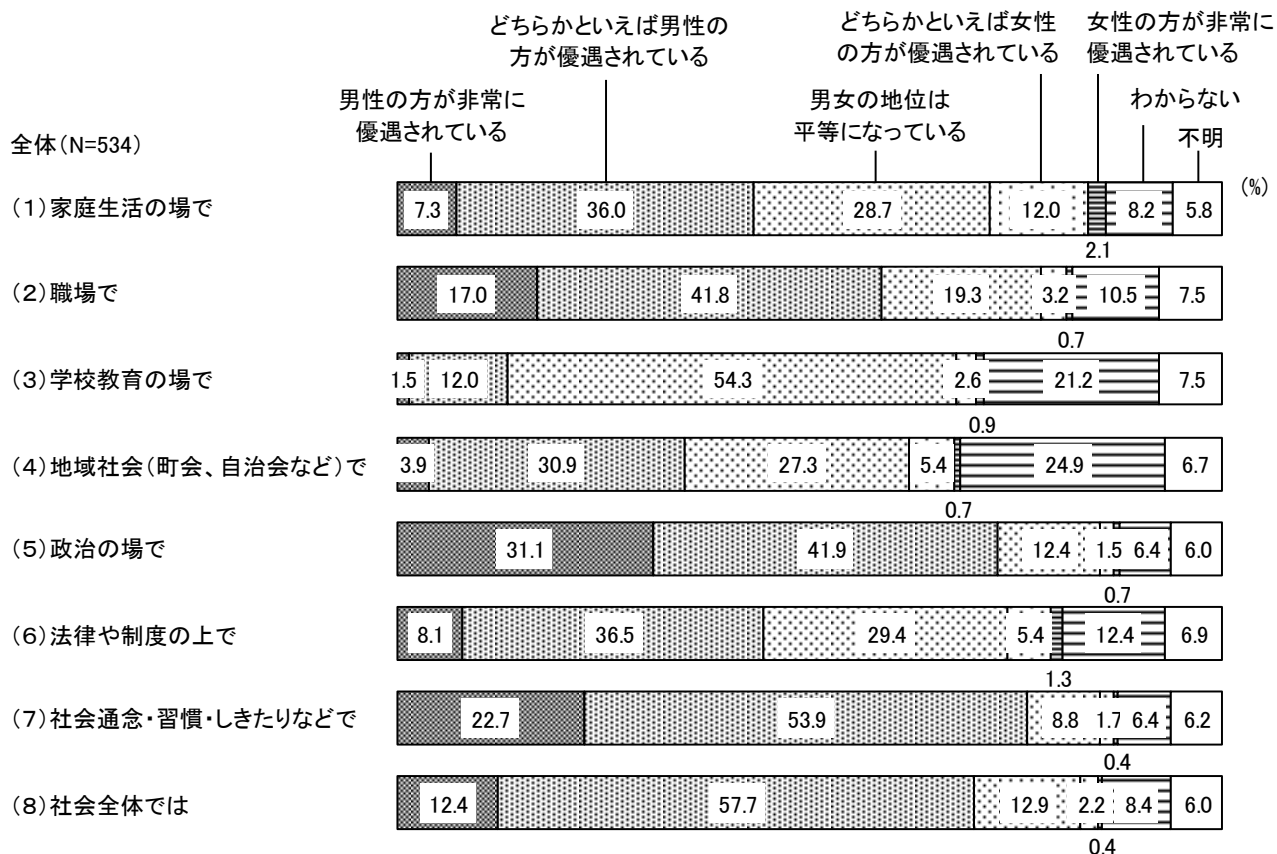
互いの人権を尊重し、男女平等意識の醸成を図るため、男女平等推進センター「ヒューマンあい」は、男女平等推進拠点施設としての専門性を生かし、多様に学び、参加できる学習の機会を継続して提供します。また、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行し認知度を向上させることに加え、同センターと図書館等が連携し、相互の専門性を発揮して市民に情報提供する取組を進めます。

図表Ⅰ－１ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
(全体、性別)



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」(平成 29 年度)

図表Ⅰ－２ 男女の地位の平等感 (全体)



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」(平成 29 年度)

施策(1) 男女平等の意識啓発(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女平等意識を醸成するため、武蔵野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業をはじめ、男女平等推進センターなどの各種講座を開催する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター	市民	継続
2	男女共同参画週間事業の実施	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体や市民と協働して男女平等社会実現のための週間事業を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
3	国際的理解を深めるための取組	先進諸国の女性の地位向上に関する取組を周知するほか、国際協力活動を行う団体を支援する。	男女平等推進センター	市民	継続
4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	図書館	市民	継続
5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。	男女平等推進センター	市民	継続

基本施策2 男女平等教育の推進

現状と課題

本市では、これまで市立小学校、中学校における人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進するとともに、個性の尊重や男女平等の視点から生活指導や進路指導を図っています。また、教員に対しては、男女平等について理解を深めるため、研修の充実をしています。

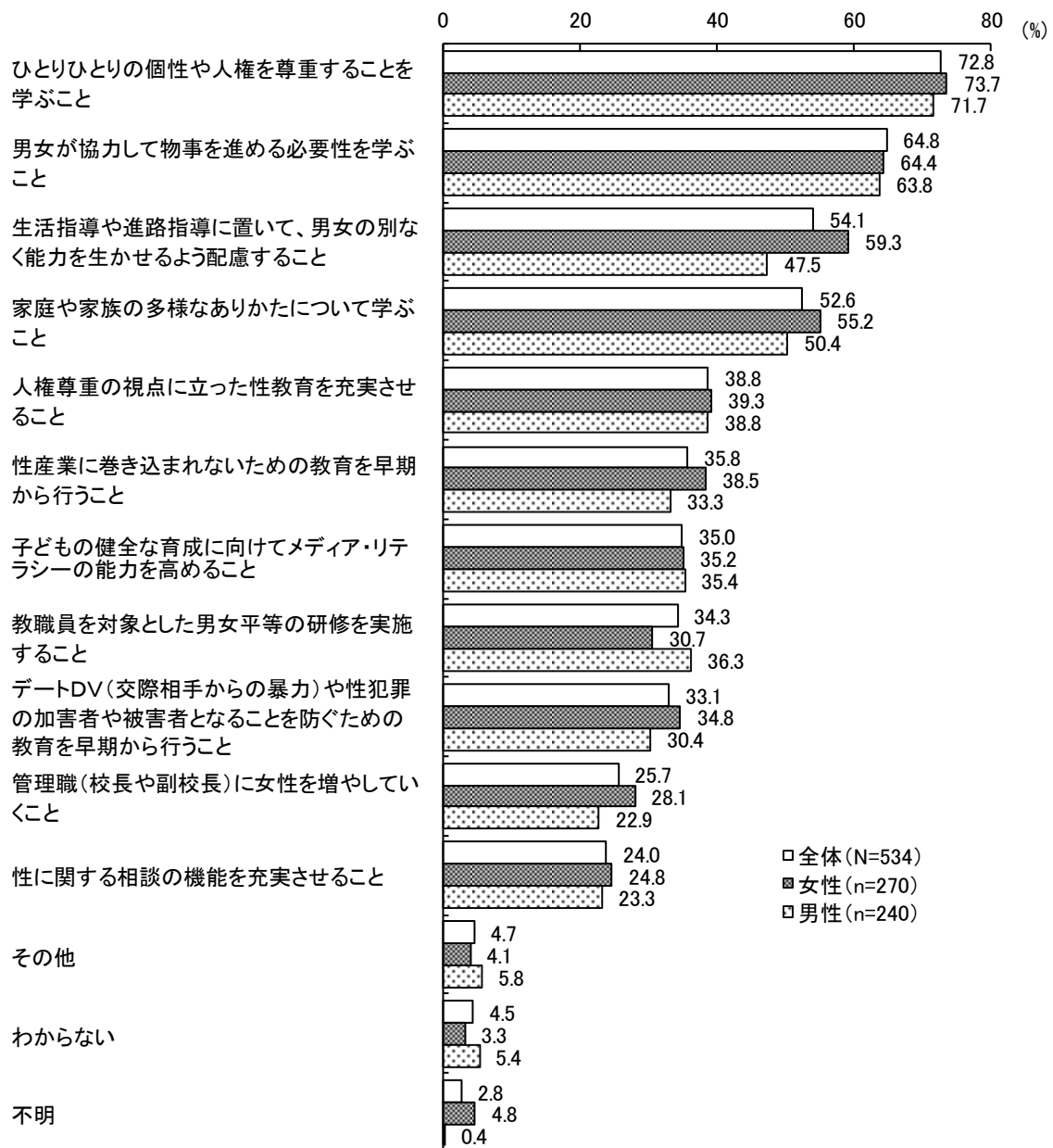
意識調査によると、男女平等意識を育てるために学校教育で必要な取組として、「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶこと」が最も多く、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶこと」、「生徒指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮すること」、「家庭や家族の多様なありかたについて学ぶこと」と続いています（図表Ⅰ－３）。

そのため、性別等に関わりなく、一人ひとりの個性や人権を尊重することを学べる教育を推進する必要があります。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性別等に関わりなく、個人を尊重する意識をもった児童生徒を育成し、その個性と能力を伸ばすことができるよう、人権教育の観点から児童・生徒の発達状況に応じた男女平等教育を実施します。また、教員に対しては、人権に関する様々な研修を実施するなかで、男女平等観を高めます。

図表Ⅰ－3 男女平等意識を育てるために学校教育で必要な取組
(全体、性別：複数回答)



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」(平成 29 年度)

施策(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	指導課	市民	継続
7	人権教育の充実を図る研修の実施	教職員に対し、男女平等についての理解を深めるため、研修を充実させ、人権尊重・男女平等教育を推進する。	指導課	市	継続
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。	指導課	市民	継続
9	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	指導課	市民	継続

基本施策3 それぞれの性を理解し尊重する意識・体制づくり(新)

現状と課題

本市では、これまで性の多様性に関する講座を開催し、理解促進を図るとともに、学校教育においては、子どもたちのニーズに基づいた個別的対応を行ってきました。

意識調査によると、性について悩んだことのある人の割合（「悩んだことがあり、周囲にも悩んでいる人がいた」と「悩んだことはあるが、周囲に悩んでいる人はいなかった」の合計）は2.0%、性について悩んだことはないが、周囲に悩んでいる人がいた人の割合は11.8%となっています（図表Ⅰ－4）。

同様に、性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な方策としては、「性的マイノリティであっても不利な取り扱いをうけないような法律や制度を整備する」、「正しい理解を深めるための教育を学校で行う」が4割を超えており、「相談・支援体制を充実させる」が3割台と高くなっています（図表Ⅰ－5）。

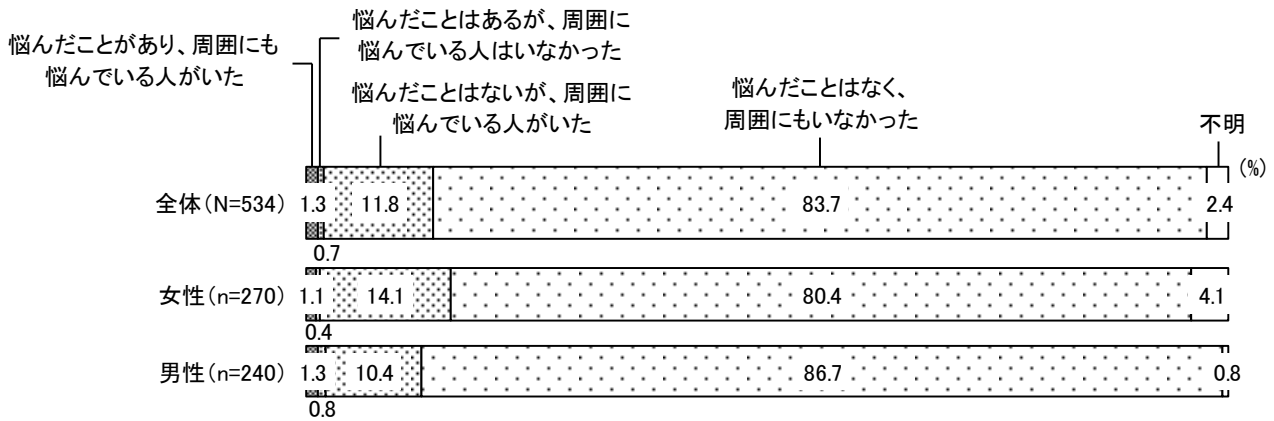
そのため、子どもの頃から多様な性について正しい理解を深め、尊重する意識づくりに向けた教育を推進するとともに、市と市民、事業所等に向けた意識啓発が求められます。また、相談窓口などの整備を含め、支援体制づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性の多様性に関する正しい理解を深め、それぞれの性を尊重することができるよう、男女平等教育を推進していきます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりに努め、いじめなどにつながらないように配慮します。市と市民、事業所等に向けては、人権尊重の立場から理解を深めるための講座や研修等を実施します。

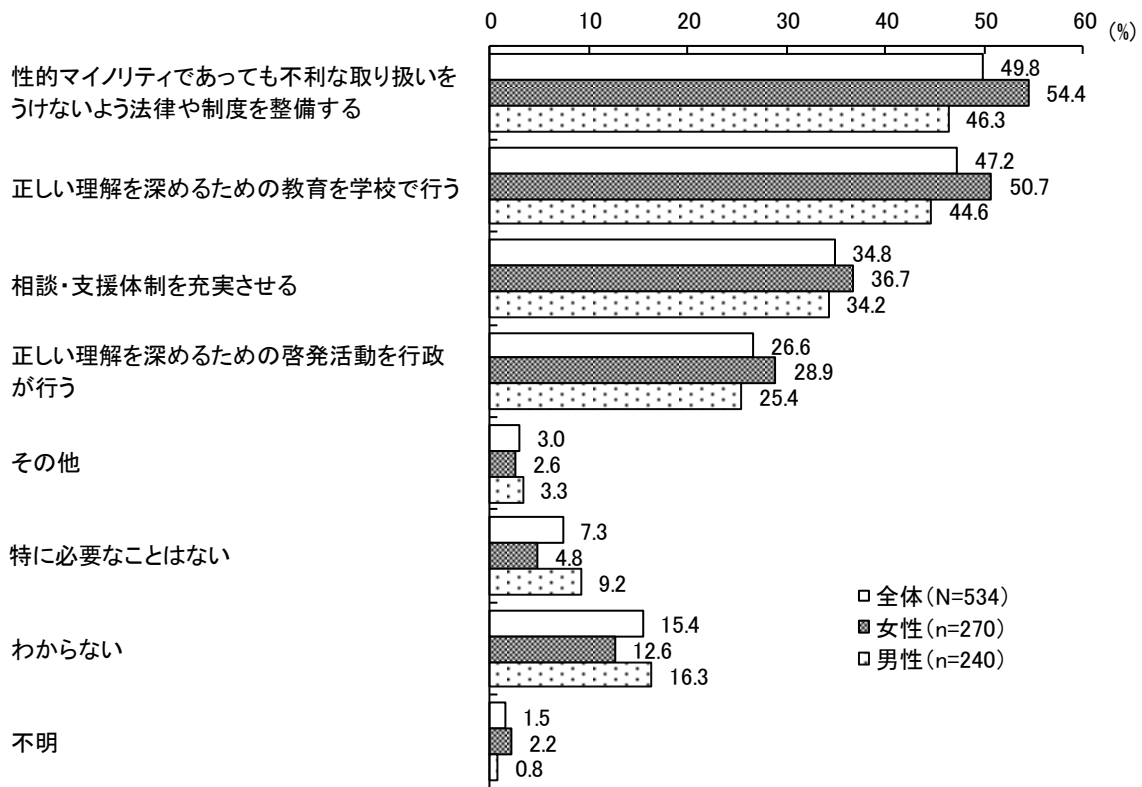
そして、支援体制づくりに向けては、悩みを抱えている人が相談できるよう、相談窓口を整備するとともに、性的マイノリティ等の人々を支えるための制度の導入を検討します。

図表Ⅰ－４ 性についての悩みの有無（全体、性別）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅰ－５ 性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な方策
（全体、性別：複数回答）



※調査で用いた「セクシュアル・マイノリティ」という文言については、本計画において「性的マイノリティ」へと名を改めた。

資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)性の多様性に関する理解の促進(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
10	男女平等推進センター「ヒューマンあい」における講座	多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。	男女平等推進センター	市民	継続
11	人権週間における取組	人権週間に、性の多様性に関わる講演会や図書展示等を実施する。	男女平等推進センター	市民	新規
12	LGBTやSOGIの理解に向けた取組	多様な性に関する正しい理解を広めるため、ガイドラインを作成するとともに、理解促進のための研修等を実施する。	男女平等推進センター	市 事業者等	新規

施策(2)性的マイノリティ等への支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
13	学校教育における個別的支援	性的マイノリティなどについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、いじめにつながらないように、教育相談と連携し、配慮する。	指導課	市民	継続
14	にじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。	男女平等推進センター	市民	新規
15	パートナーシップ制度（仮称）の検討	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度（仮称）の導入を検討する。	男女平等推進センター	市民	新規

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

武蔵野市女性活躍推進計画

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

現状と課題

市民の一人ひとりが、仕事や家庭、地域での活動のバランスをとりながら、やりがいや生きがいを実現することは、男女を問わず重要です。そのため、本市では、これまでに関係各課との協働により実施した講座や講演会、男女平等推進情報誌「まなこ」などを通じて市民に情報を提供し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めてきました。

意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの希望としては、男女共に『「仕事」と「家庭生活」、「個人の生活」すべて』を優先したい人が最も多く、平成24（2012）年度と比べても大きな変化はありません。現実としては、男女共に『「家庭生活」を優先』と『「仕事」と「家庭生活」を優先』している人が平成24（2012）年度より高くなっている一方、男性は『「仕事」を優先』している人が半数近くを占めています（図表Ⅱ－1）。

子育て、介護、地域活動等への参画状況についてみると、家事・育児・介護等の実施率は、男性が女性より低くなっています（図表Ⅱ－2）。また、地域活動の参加状況についてみると、男性の参加率は女性よりも低くなっています。活動領域としては、男女共に「趣味、スポーツ、習い事、文化活動など」が最も多くなっていますが、女性は「子育て関係の活動」、男性は「自治活動」が続いています（図表Ⅱ－3）。男性が家事、育児、介護、地域活動に参加するために必要なことは、夫婦や家族間でのコミュニケーションを図ること、職場の上司や周囲の理解を進めること、男性自身の抵抗感をなくすことが上位に挙がっています（図表Ⅱ－4）。

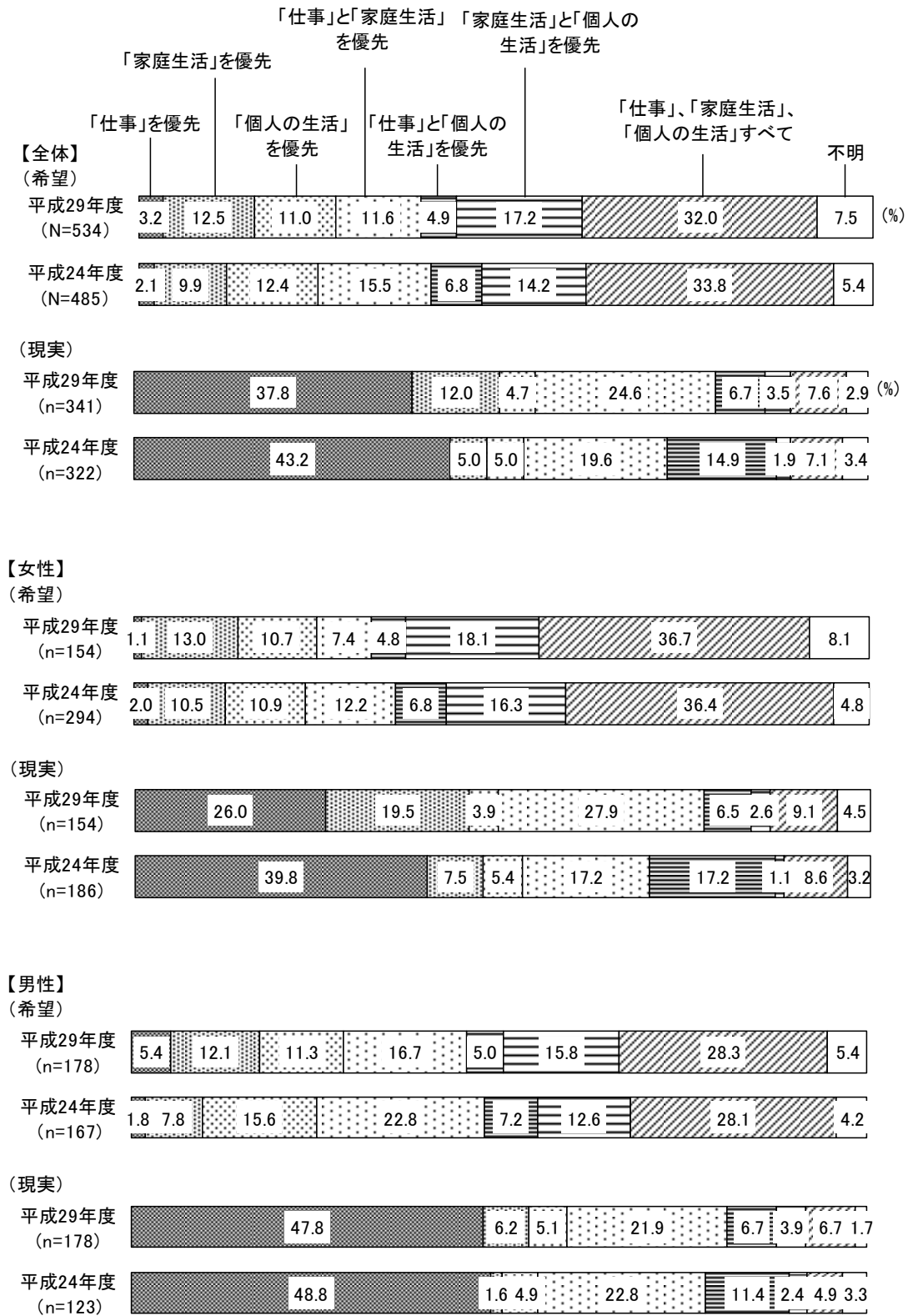
そのため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、講座や情報誌を通して、市民の理解を深めていく必要があります。また、男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進を図るため、男性向けの講座の実施や情報提供などを行っていくことも重要です。

施策の方向性

仕事と生活の調和が実現した社会を目指し、引き続きホームページや男女平等推進情報誌「まなこ」を活用し、一人ひとりの働き方や生き方を見直すための情報を提供します。家事・育児は女性の役割、仕事は男性の役割といった固定的な役割分担の意識を変革し、男性の家事・子育て・介護・地域活動への参加等、男性のライフへの参画促進に向けた意識づくりを進めます。

また、各世代の男性がライフステージに応じ、その個性と能力を生かすことができるように積極的に支援します。

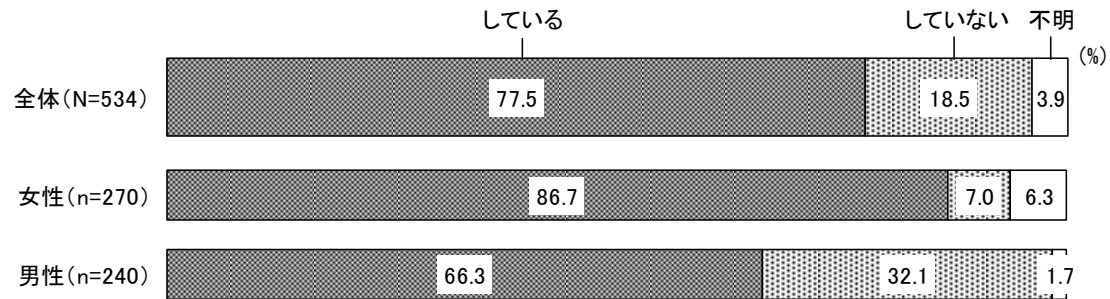
図表Ⅱ－１ ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（全体、性別）
（平成 29 年度、平成 24 年）



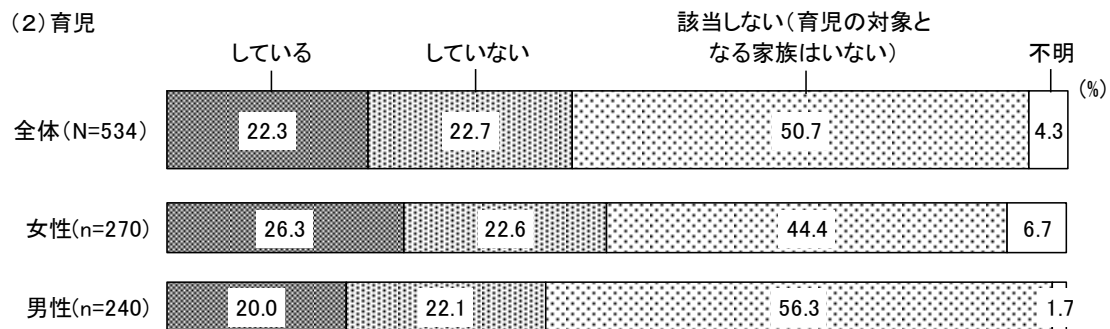
資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）、武蔵野市「男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年度）

図表Ⅱ－２ 日常生活における家事・育児・介護などの従事（全体、性別）

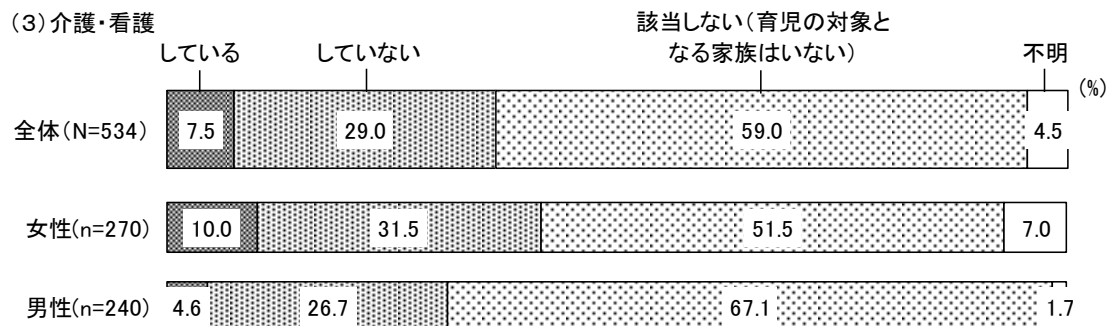
(1) 家事



(2) 育児

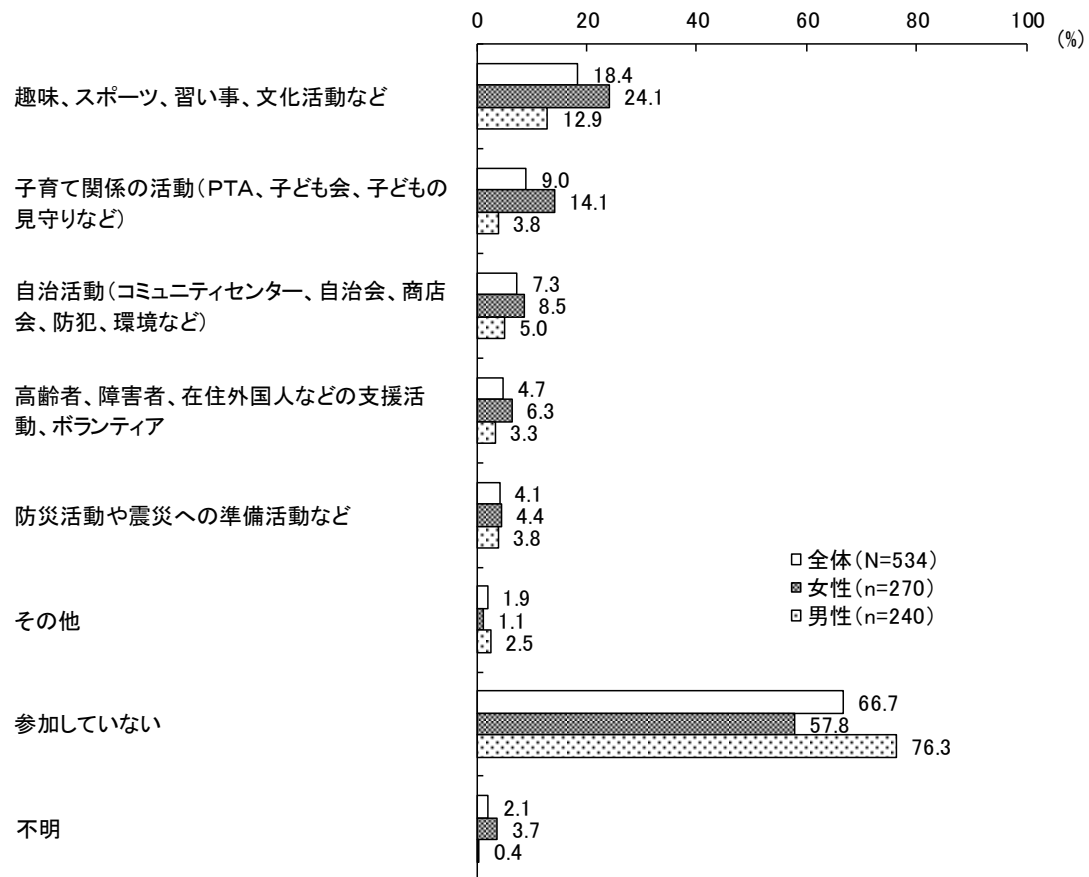


(3) 介護・看護



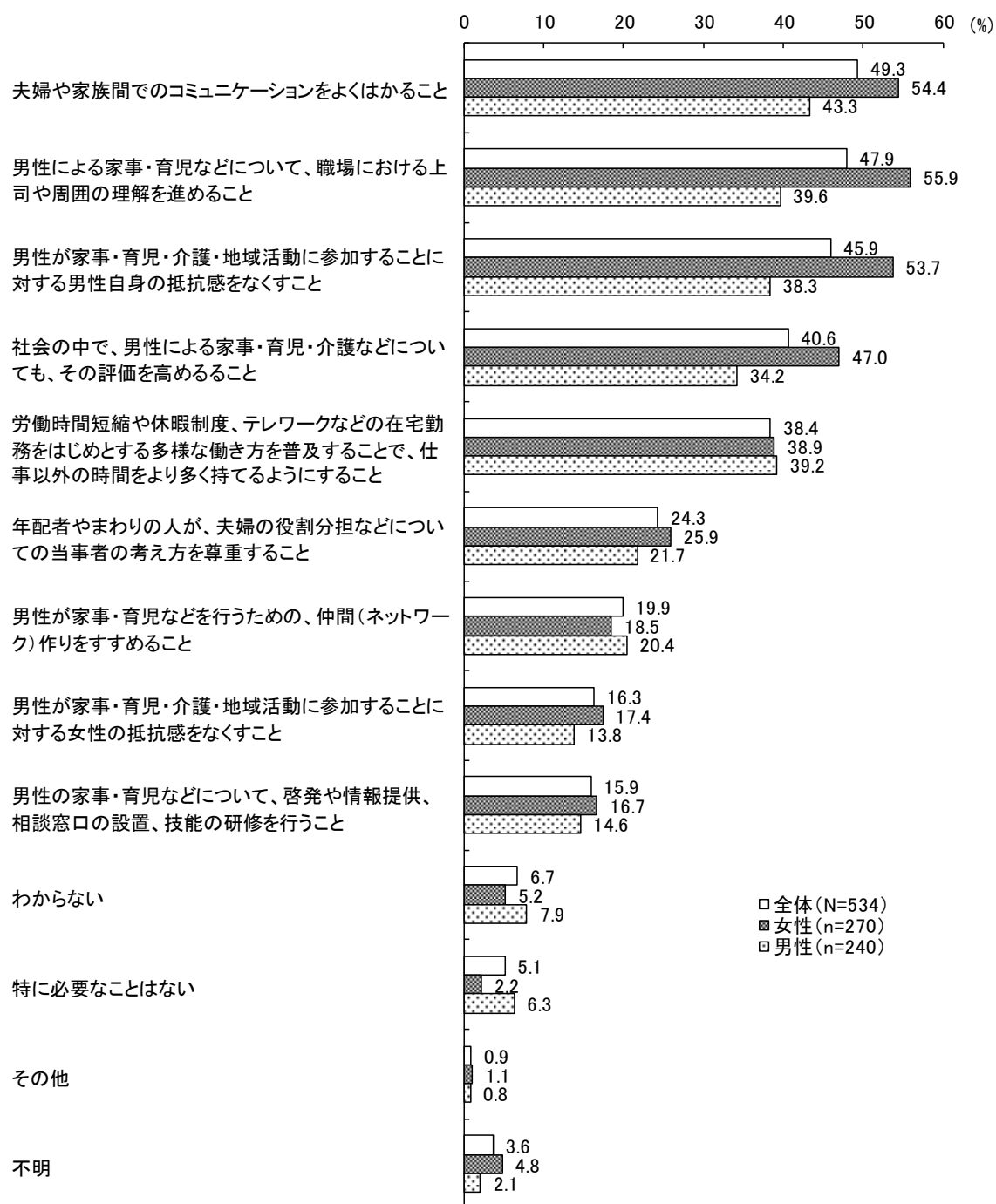
資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅱ－３ 地域活動の参加率（全体、性別）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅱ－４ 男性が家事、育児、介護、地域活動に参加するために必要なこと
(全体、性別：複数回答)



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」(平成 29 年度)

施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)

F	事業名	内容	主管課	対象者	区分
16	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	子ども政策課 男女平等推進センター	市民	継続
			人事課	市	
			生活経済課	事業者等	
17	男女平等推進情報誌「まなこ」でワーク・ライフ・バランス掲載	男女平等推進情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	男女平等推進センター	市民	継続

施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
18	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	子ども政策課 児童青少年課 健康課	市民	継続
19	家族介護支援事業の拡充	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	高齢者支援課	市民	継続
20	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を活用した、男性の地域活動に関する情報提供と啓発活動	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
21	男性の地域参加へのきっかけづくり	「お父さんお帰りのさいパーティ」や男性のための料理教室等、男性の地域参加のきっかけとなる事業を実施する。	地域支援課 高齢者支援課 児童青少年課 生涯学習スポーツ課	市民	継続
22	P T A 活動への男性の参加促進	P T A 活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	生涯学習スポーツ課	市民	継続

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

本市では、市内企業の両立支援を促進するために、両立支援に関する企業活動の事例紹介や男女平等の推進を評価項目に盛り込んだ総合評価方式の試行などを行ってきました。

東京都が平成27（2015）年度に実施した「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査」によると、7割以上の事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますが、成果が十分でないと回答した事業所もあります（図表Ⅱ－5）。取組の内容は、「長時間労働の削減」、「有給休暇の取得促進」などとなっています（図表Ⅱ－6）。

意識調査によると、男女が共に働きやすくなるために必要なこととしては、「在宅勤務やフレックスタイム制などの柔軟な働き方ができること」、「長時間労働を容認する職場の雰囲気は是正すること」、「育児や介護をすることに対する職場の理解と協力を深めること」が上位に挙がっています（図表Ⅱ－7）。

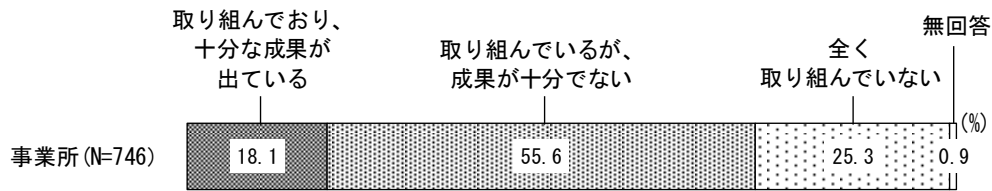
そのため、商工会議所と協力して市内企業への効果的な啓発方法を検討するとともに、市内企業等との協働により、働く人のニーズに沿ったワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。また、本市における事業所は、従業員数10人未満の事業所が7割を超えており、従業員規模の小さい事業所に向けても、働きかけていく必要があります（図表Ⅱ－8）。

施策の方向性

市内事業所の実態やニーズを把握し、ワーク・ライフ・バランスを推進するためのモデルとなる取組などの情報を効果的に発信すると共に、産業振興計画と連動し、事業所のワーク・ライフ・バランス推進の取組を支援します。

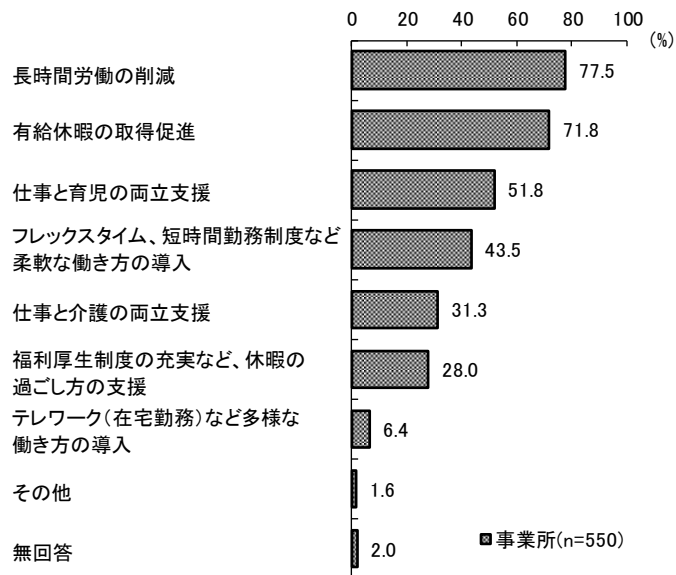
また、本市も次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定して、職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、超過勤務の縮減状況や男性職員の育児休業取得率などの実績を市民に公表します。

図表Ⅱ－５ ワーク・ライフ・バランスへの取組状況（事業所全体）（東京都）



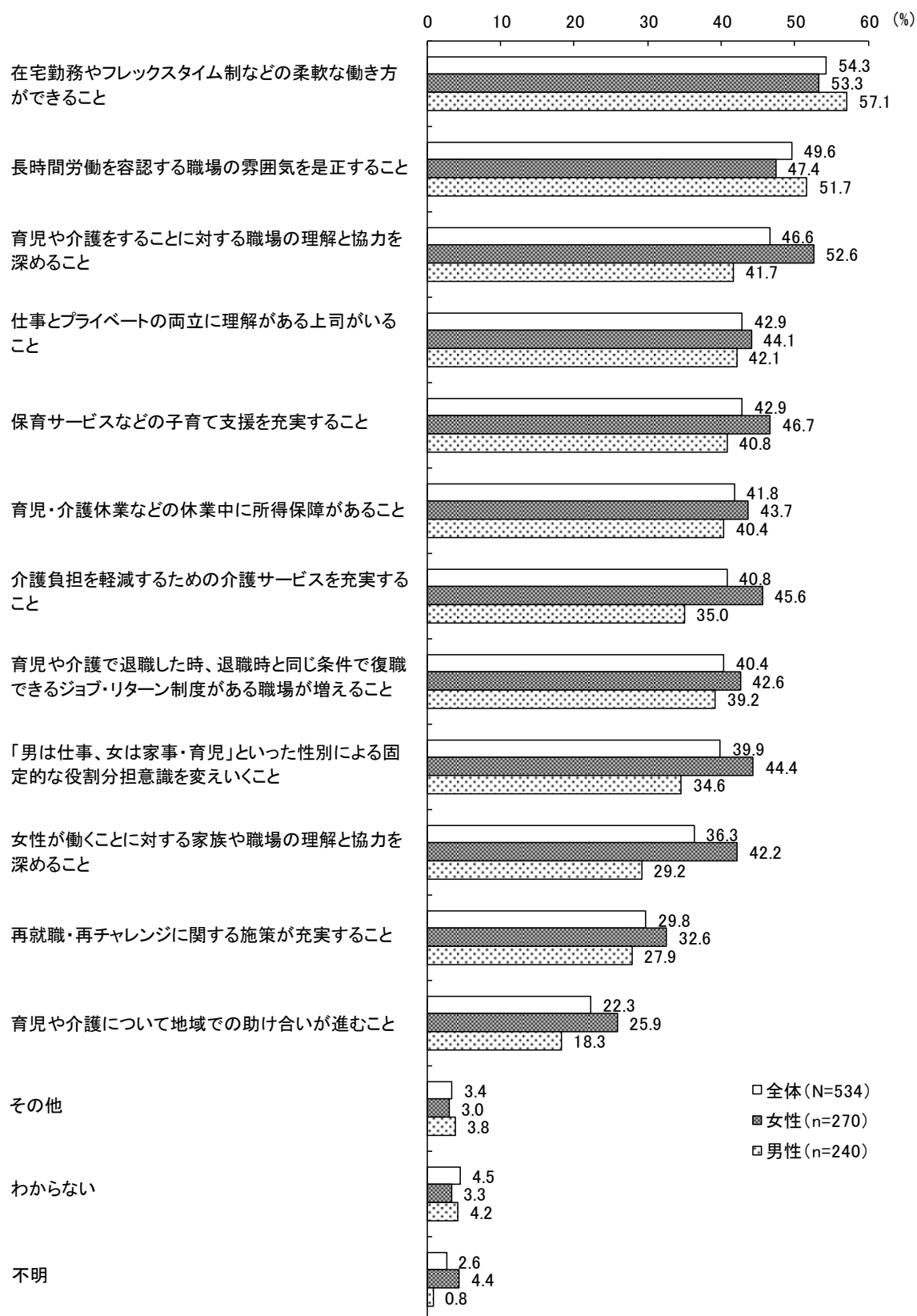
資料：東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査（事業所調査）」（平成 27 年度）

図表Ⅱ－６ ワーク・ライフ・バランスへの取組内容（事業所全体：複数回答）（東京都）
 <ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所>



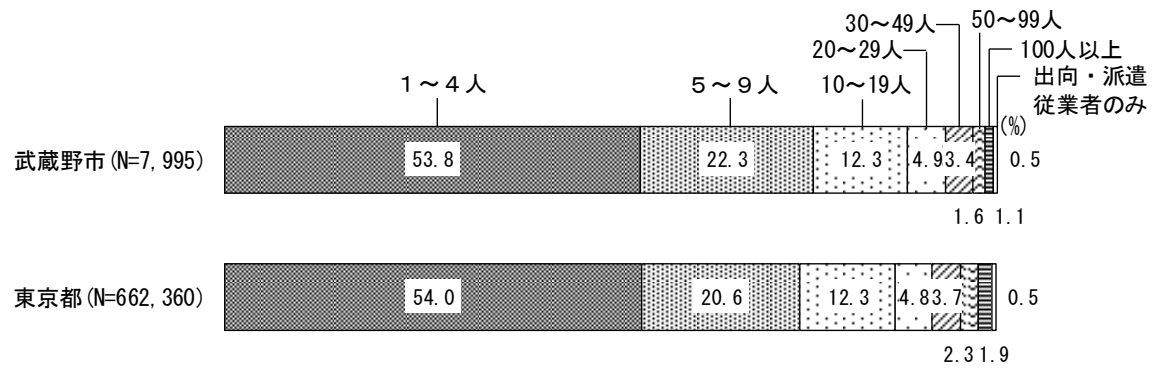
資料：東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査（事業所調査）」（平成 27 年度）

図表Ⅱ－７ 男女が共に働きやすくなるために必要なこと（全体、性別：複数回答）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅱ－８ 従業員規模別にみた事業所の割合（武蔵野市、東京都）



資料：総務省統計局「経済センサス」（平成26年）

施策(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
23	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女平等の推進を評価項目に入れ企業の育児休業等を促進する。	管財課	事業者等	見直し
24	両立支援に関する事例紹介や情報発信	他の事業所が参考になるような優れた両立支援に関する企業活動の取組について、事例紹介や情報発信を行う。	生活経済課 男女平等推進センター	市民 事業者等	継続
25	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。	生活経済課	事業者等	継続

施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
26	男性の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。	人事課	市	継続
27	タイムマネジメント力の向上	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、タイムマネジメント力の向上を図る。	人事課	市	継続
28	働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験のある職員を交えた職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	人事課	市	継続

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

現状と課題

本市では、これまで子育て支援の施設や事業、高齢者福祉や介護保険サービスの充実、家族介護者の負担軽減などに努めてきました。

本市の人口は微増傾向にあり、平成 30（2018）年 1 月 1 日現在で 144,902 人となっており、年齢 3 区分別の人口構成比をみると、0～14 歳の割合と 65 歳以上の割合が増加しています（図表Ⅱ－9）。

本市の待機児童数をみると、平成 26（2014）年度までは増加していましたが、認可保育所をはじめとした保育施設の開設により定員増を図った結果、平成 27（2015）年度以降は減少しています。待機児童数の年齢別の内訳を見ると、0 歳児と 1 歳児が約 7 割から 8 割を占めています（図表Ⅱ－10）。

社会生活基本調査によると、全国の介護者数は、平成 28（2016）年で 698 万 7 千人となっており、男女ともに増加する傾向にあります（図Ⅱ－11）。また、就業構造基本調査によると、全国の介護・看護を理由とする離職者数は、平成 28（2016）年 10 月から翌年の 9 月までで 99,100 人となっており、年間約 10 万人となっています（図表Ⅱ－12）。

意識調査によると、男女平等社会を実現するために市の施策に望むこととしては、「保育・介護制度の充実」が最も多くなっています（図表Ⅱ－13）。また、男女が共に働きやすくなるために必要なこととして、女性では「保育サービスなどの子育て支援を充実すること」や「介護負担を軽減するための介護サービスを充実すること」が上位に挙がっています（図表Ⅱ－7、41 ページ）。

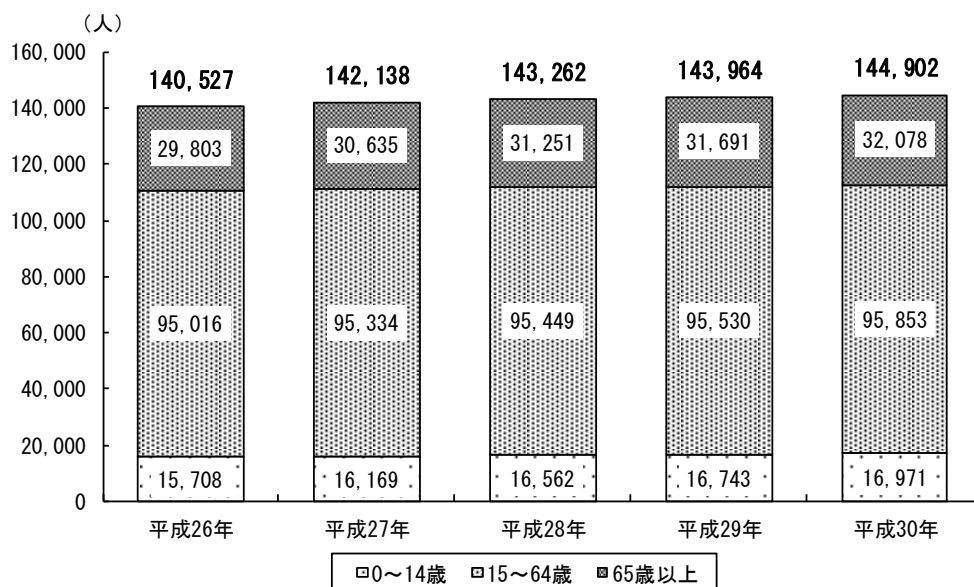
そのため、待機児童対策をはじめとする子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、担当課と連携して情報を発信し、市民に周知していく必要があります。特に、子育て支援施策においては、産前・産後支援事業や育児援助を行うファミリー・サポート事業の充実などにより、切れ目のない支援を検討する必要があります。

施策の方向性

継続就労支援を希望する女性にとって待機児童は大きな問題であるため、共働き家庭の増加等にともなう待機児童対策や子育て家庭への支援についてさらに充実します。また、保育所等を利用していない母親の子育てに関する悩みを解消し、孤立を防止するための支援の充実を図ります。

さらに、介護をしながら仕事を続けられる環境づくりが大きな課題となっているため、子育てと介護を同時に担う、いわゆる“ダブルケア”をしている人への支援なども含め、介護離職の防止に向けた支援の充実を図ります。

図表Ⅱ－９ 年齢3区分別人口構成・構成比（武蔵野市）

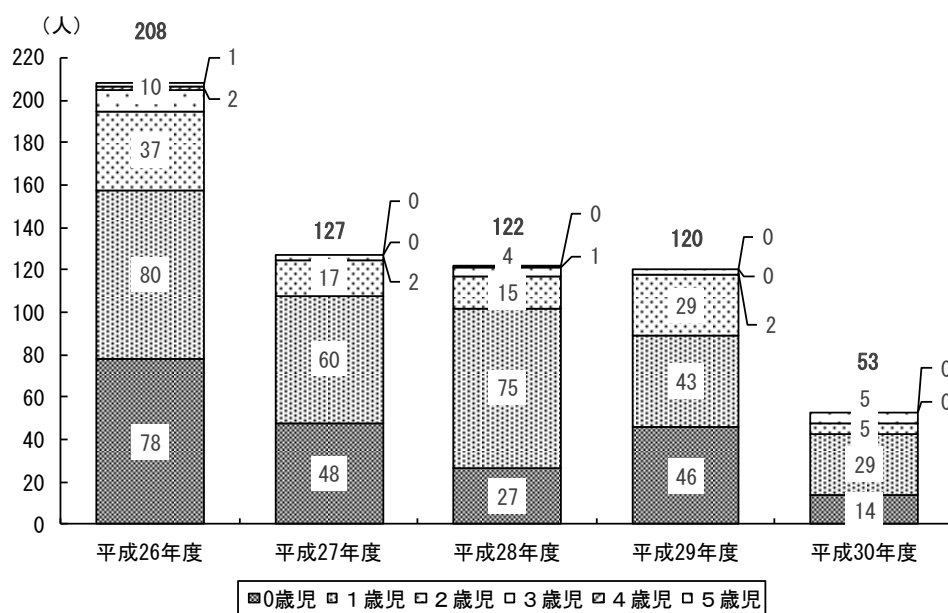


(%)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～14歳	11.2	11.4	11.6	11.6	11.7
15～64歳	67.6	67.1	66.6	66.4	66.2
65歳以上	21.2	21.6	21.8	22.0	22.1

資料：武蔵野市「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

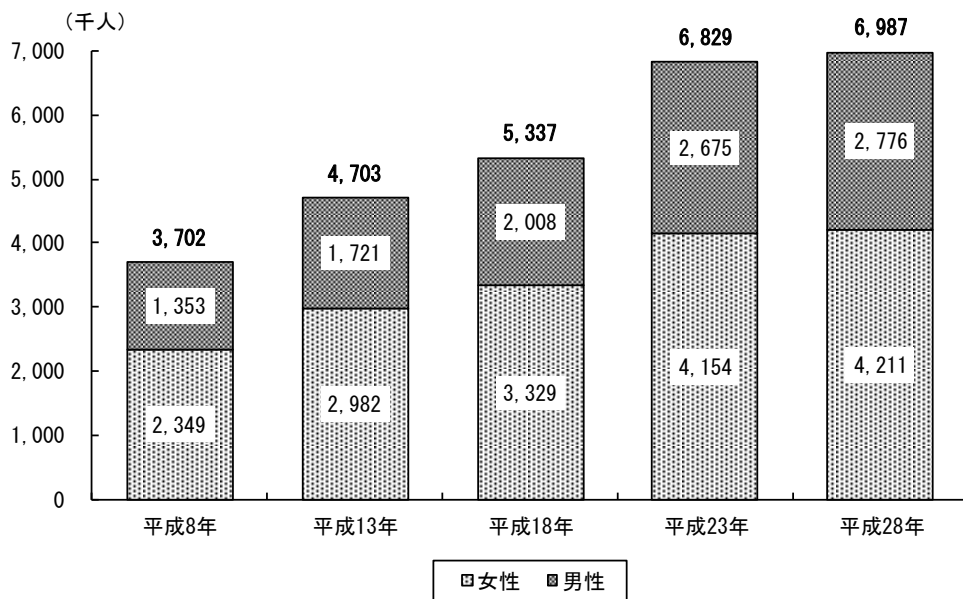
図表Ⅱ－10 待機児童数（武蔵野市）



※平成14年1月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「雇児保発第0131001号」に示された新定義による数値。

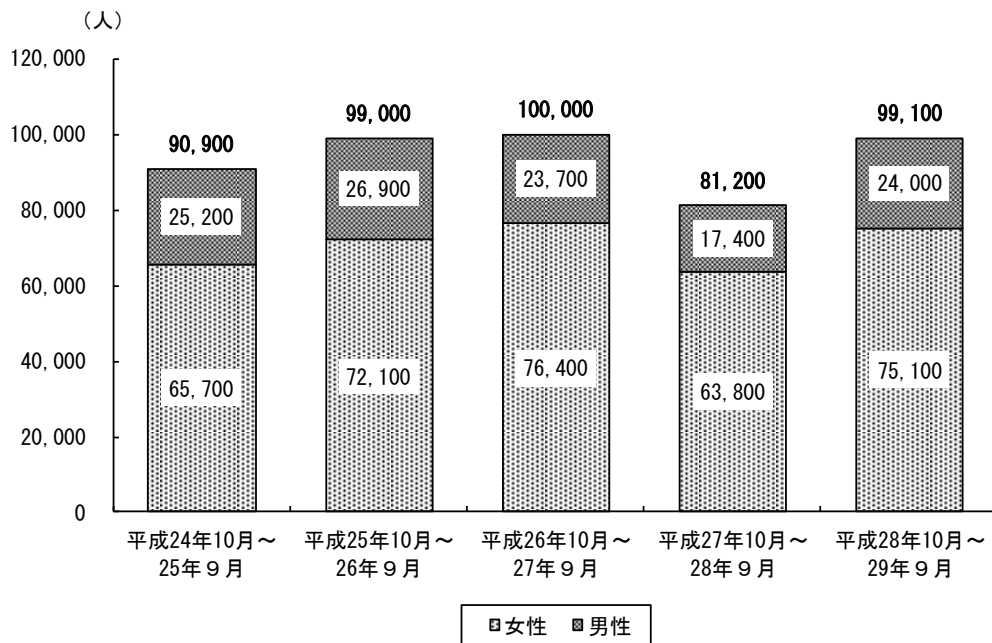
資料：武蔵野市「保育概要」（平成30年）

図表Ⅱ－11 介護者数の推移（全国、性別）



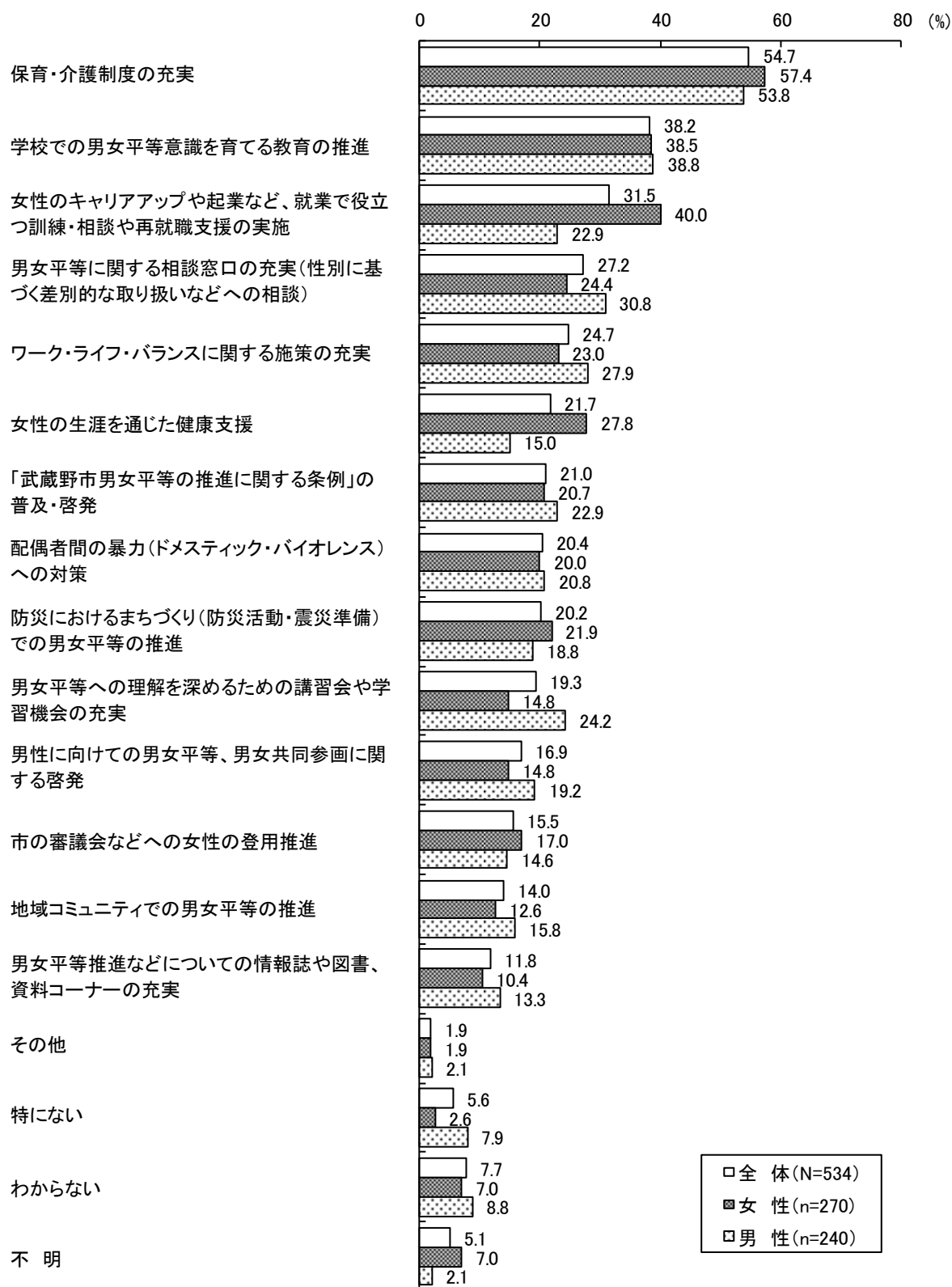
資料：総務省統計局「社会生活基本調査」（平成8年、平成13年、平成18年、平成23年、平成28年）

図表Ⅱ－12 介護・看護を理由とする離職者数（全国、性別）



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」（平成29年）

図表Ⅱ－13 男女平等社会を実現するために市の施策に望むこと（全体、性別：複数回答）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)子育て支援施策の充実(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
29	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	子ども政策課	市 市民	充実
30	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育所における専門職の活用による相談事業などを実施する。	子ども育成課	市民	継続
31	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育てひろばのスタッフ研修やボランティア育成を行い、施設や団体・関係機関等のネットワークによる連携を図る。	子ども政策課	市民	充実
32	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を受けたい「ファミリー会員」と、育児の援助をしてくださる「サポート会員」の、地域の相互援助活動を支援する。	子ども政策課	市民	充実
33	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	子ども家庭支援センター	市民 事業者等	継続
34	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進する。	子ども育成課	市民	継続
35	待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応	多様な保育ニーズを的確に捉え、地域性を考慮しながら適所に保育施設を整備するなどにより待機児童の解消を図る。	子ども育成課	市民	充実
36	児童施設の機能の充実	「地域子ども館あそべえ」や児童クラブ等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	児童青少年課	市民	継続
37	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	子ども家庭支援センター	市民	継続
38	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	障害者福祉課	事業者等	充実

施策(2)介護支援施策の充実

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
39	介護に関わる人材の確保と養成	総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護人材・福祉人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所・団体支援までを一体的に行っていく。	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	事業者等	充実
40	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	事業者等	充実
41	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。認知症相談や在宅介護・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに、24時間365日の相談体制を継続していく。	高齢者支援課	市民	充実
42	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組の検討	子と親、子と自分の親と配偶者の親など、複数の家族に対する介護や育児の担い手を支えるための取組を検討する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民	継続
43	家族介護支援事業の拡充（事業19再掲）	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	高齢者支援課	市民	継続

基本施策4 あらゆる分野における女性の活躍の推進

現状と課題

【政策・方針決定の場への女性の参画】

本市では、これまで各課に対し、審議会における女性委員の割合を高めるよう、働きかけてきました。また、庁内においては、女性活躍推進研修を実施するほか、女性職員のみならず、教員においても管理職試験を受験することを奨励してきました。

本市の審議会・委員会等委員に占める女性委員の割合は、平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、「地方自治法第 202 条の 3 に定める審議会」は 32.9%、「地方自治法第 180 条の 5 に定める委員会」は 29.0%、「その他審議会等」は 55.8%となっており、東京都区市町村合計よりもそれぞれ高い割合となっています（図表Ⅱ－14）。

また、本市の管理職に占める女性の割合は、平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、11.4%となっており、東京の区部（13.6%）、市部（17.2%）を下回っています（図表Ⅱ－15）。

そのため、政策・方針決定の場への女性の参画を進めるには、女性が参画しやすい環境づくりに取り組み、審議会・委員会等委員や、市役所の管理職に占める女性の割合をさらに高めていくことが必要です。

【女性のキャリア形成支援】

本市では、これまでハローワークや東京しごとセンターと連携し、女性の就職・再就職を支援する講座や地域での起業を支援する情報提供などに取り組んできました。

本市の労働力率を年齢階級別にみると、男性の労働力率は、25～29 歳から 55 歳～59 歳まで一定の割合を保ち、台形を描いているのに対し、女性の労働力率は、25～29 歳が最も高く、40～44 歳で最も低くなり、45～49 歳で再び高くなる M 字形を描いています。平成 22（2010）年と比べて平成 27（2015）年は全ての年齢階級で高くなり、特に 35～39 歳、40～44 歳の労働力率が上昇していることから、働き続ける女性が増えていることがうかがえますが、全国、東京都と比べると、本市の女性の労働力率は低くなっています。（図表Ⅱ－16、図表Ⅱ－17）。

また、意識調査によると、男女平等社会を実現するための武蔵野市の施策として、女性は保育・介護制度の充実に続き、キャリアアップや起業・再就職支援等を求めています（図表Ⅱ－13、47 ページ）。

そのため、引き続き関係機関との連携を図り、女性が子育てをしながら働き続けられるような環境づくりや再就職・起業支援など、生涯を見通したキャリア形成に向けた取組を推進していく必要があります。特に支援の際には、託児付等のよりきめ細やかな支援を検討する必要があります。

【地域活動・防災活動の場への女性の参画】

本市では、これまで地域福祉ファシリテーター養成講座を実施し、地域福祉を担う人材の発掘・育成に努めてきました。また、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練の実施を通して、地域防災への女性の参画を進めてきました。

意識調査によると、女性の約4割、男性の約3割が「趣味、スポーツ、習い事、文化活動など」、「子育て関係の活動」、「自治活動」など、市や地域での活動に参加しています（図表Ⅱ－3、36ページ）。また、地域で活動している団体の課題として、「活動している参加者の性別に偏りがある」が男女共に最も多く、「活動の準備や後片付けなどは女性が行う慣行がある」、「男性は団体の長に就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」が続いています（図表Ⅱ－18）。

本市の防災会議における女性委員の割合は、平成29（2017）年4月1日現在で14.3%となっています（図表Ⅱ－19）。意識調査によると、災害対策に男女平等の視点を生かすために重要なことでは、「性別に応じてプライバシー（トイレ・更衣・授乳・就寝スペース等）が確保できる避難所運営を行えるようにする」、「消防職員・消防団員・警察官・自衛官・自治体職員などについて、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用段階を含めて留意する」、「災害や復興において女性の視点が生かされるよう、女性リーダーを育成する」などとなっています（図表Ⅱ－20）。

そのため、地域における意思決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性の視点を取り入れた防災対策等のさらなる充実を図る必要があります。

施策の方向性

様々な分野で、多様な個性や価値観を持つ人材を生かすことが重要な課題となっており、行政や就労分野、地域活動等における女性の積極的な参画が求められています。

【政策・方針決定の場への女性の参画】

本市の関係機関の委員や市・学校における指導的な地位に占める女性の割合を高め、あらゆる施策に男女平等の視点が反映できるよう環境を整えます。すでに本市では、女性が管理職を望みたい理由について意識調査を実施しており、調査でわかった障害を取りのぞく方向で検討を進めていきます。

【女性のキャリア形成支援】

ハローワークとも連携し、講座等を通じた就職情報の提供や相談等を行い、出産や子育て、介護等で離職した女性の再就職や起業を目指す女性への支援をします。

【地域活動・防災活動の場への女性の参画】

地域活動における女性のリーダーを育成するとともに、防災活動においては、平時から女性の参画を進め、災害時における避難所運営などに女性の視点を生かします。

図表Ⅱ－14 委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法(第202条の3) に定める審議会※ ¹			地方自治法(第180の5) に定める委員会※ ²			その他審議会等		
	委員 総数	女性 委員数	割合	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合
武蔵野市	554 人	184 人	33.2%	31 人	9 人	29.0%	1,232 人	690 人	56.0%
東京都 特別区合計	15,077 人	4,277 人	28.4%	389 人	71 人	18.3%	15,702 人	5,450 人	34.7%
東京都 市町村合計	13,948 人	3,845 人	27.6%	1,080 人	166 人	15.4%	13,077 人	4,968 人	38.0%
東京都 区市町村合計	29,025 人	8,122 人	28.0%	1,469 人	237 人	16.1%	28,779 人	10,418 人	36.2%
東京都	716 人	215 人	30.0%	92 人	12 人	13.0%	1,715 人	478 人	27.9%

※1 第二〇二条の三

- 1 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2 第一八〇条の五

- 1 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

資料：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」（平成 30 年度）
（平成 30 年 4 月 1 日現在。東京都は平成 29 年 4 月 1 日現在）

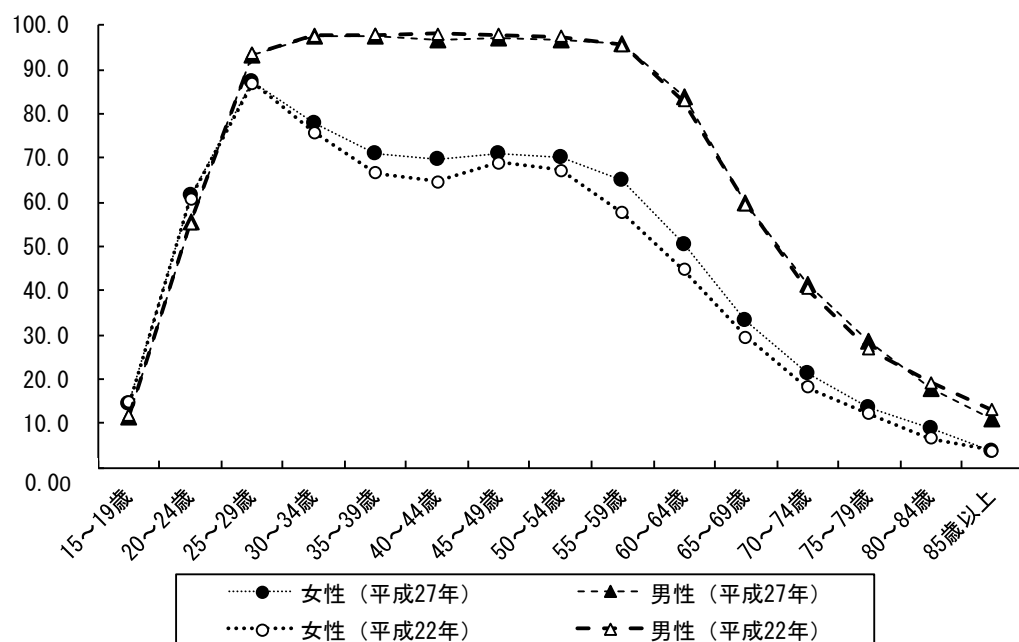
図表Ⅱ－15 庁内管理職※³に占める女性職員の割合（武蔵野市、区部、市部、東京都）

	武蔵野市	区部	市部	東京都
管理職総数	105 人	2,407 人	2,713 人	3,265 人
うち女性	12 人	424 人	466 人	640 人
女性の占める割合	11.4%	13.6%	17.2%	19.6%

※3 係長級は含まない。

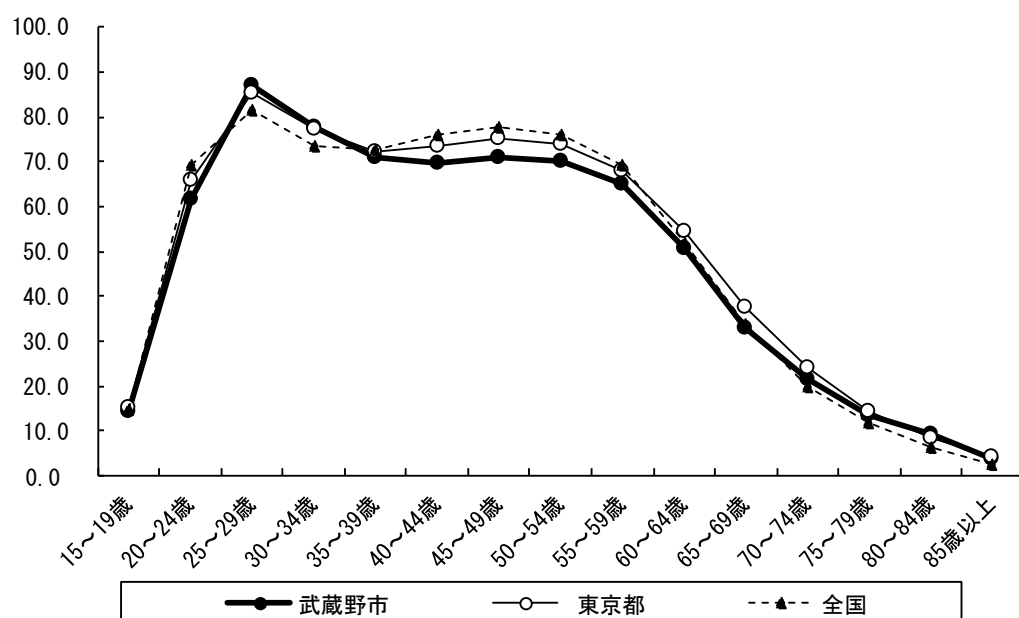
資料：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」（平成 30 年度）
（武蔵野市、区部、市部は平成 30 年 4 月 1 日現在。東京都は平成 29 年 4 月 1 日現在）

図表Ⅱ－16 15歳以上の年齢階級別の労働力率の推移（武蔵野市）（性別）



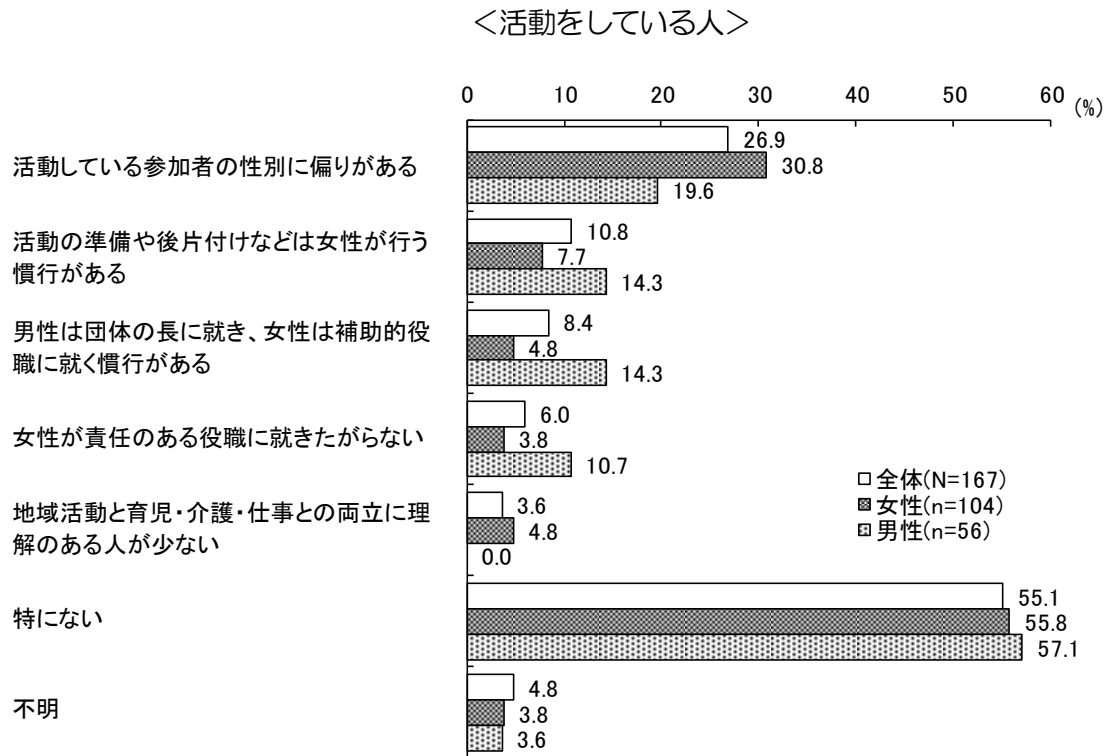
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成22年、平成27年）

図表Ⅱ－17 15歳以上の年齢階級別女性の労働力率の推移（武蔵野市、東京都、全国）



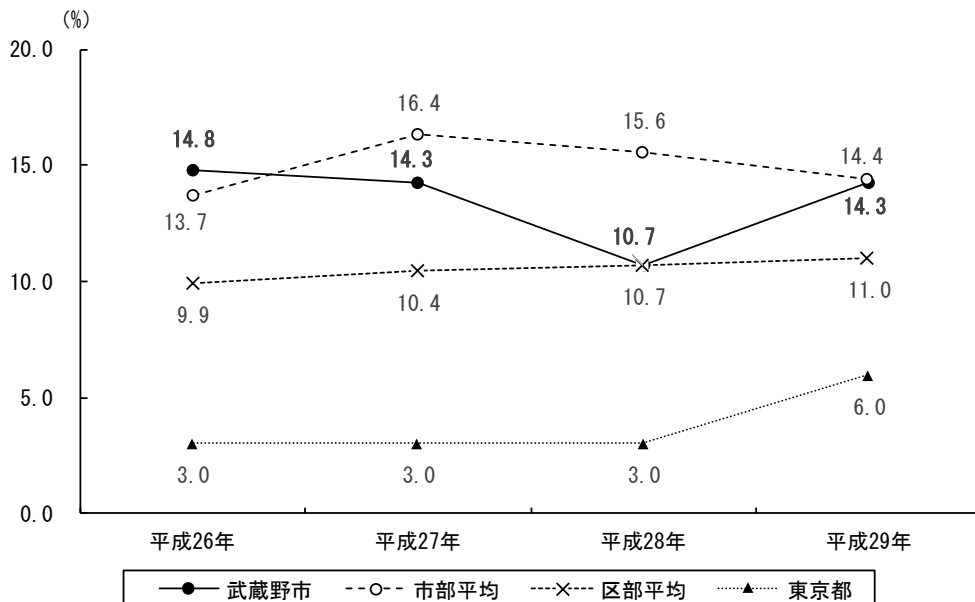
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）

図表Ⅱ－18 活動団体での課題（全体、性別：複数回答）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

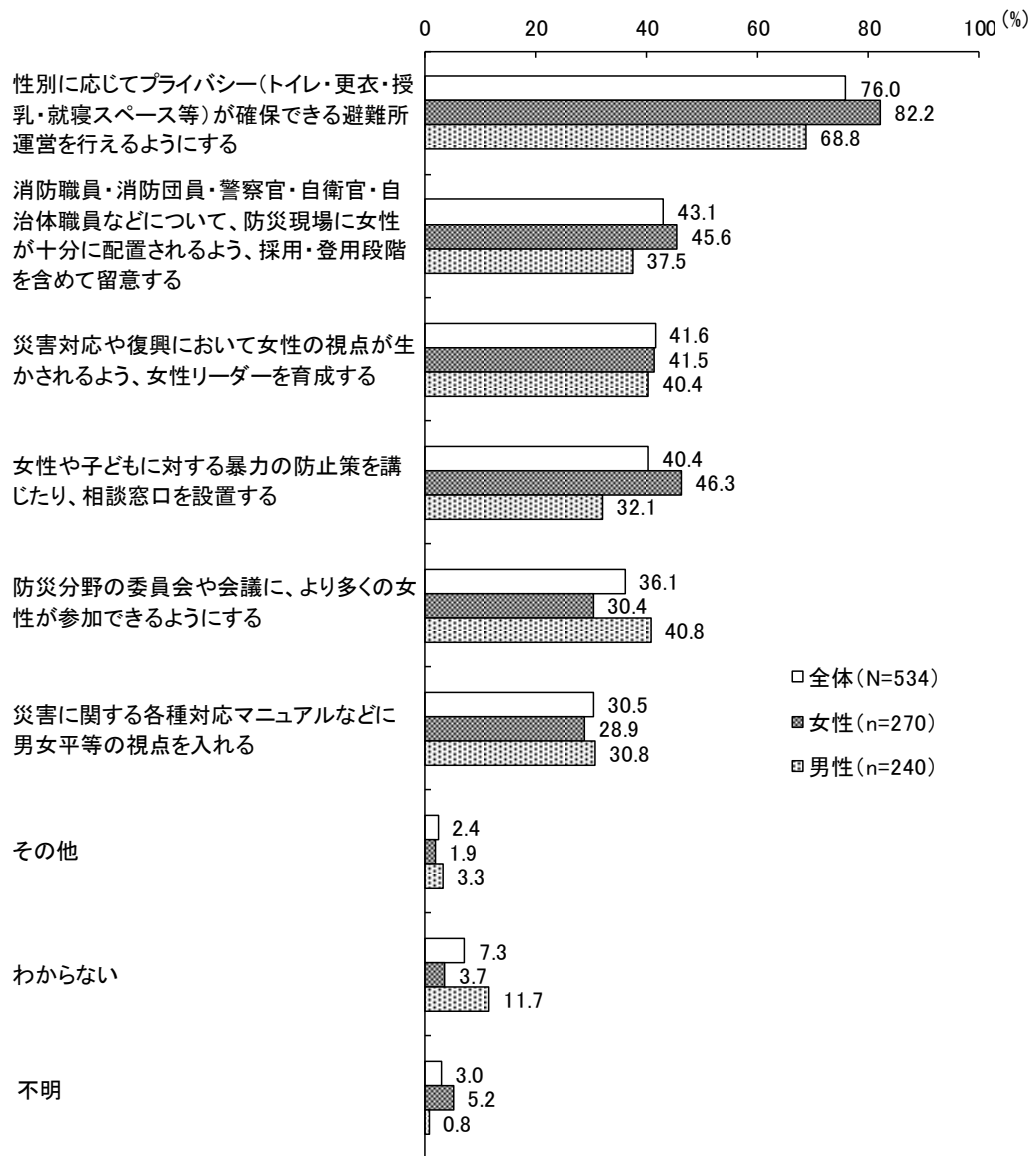
図表Ⅱ－19 市町村防災会議における女性委員の割合※4（武蔵野市、市部、区部、東京都）



※4 市町村防災会議の総委員数には会長を含む。

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年 4 月 1 日現在。平成 26 年から公表）

図表Ⅱ－20 災害対策に男女平等の視点を生かすために重要なこと（全体、性別：複数回答）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
44	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	男女平等推進センター	市	継続
45	市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性活躍に関する研修や講演会の実施、自主研究グループの活動支援等を行う。	人事課	市	充実
46	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職選考の受験を推奨する。	指導課	市	継続

施策(2)女性の再就職支援・起業支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
47	就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。また、ハローワーク・東京しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	生活経済課 男女平等推進センター	市民	継続
48	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あっせん、事業費助成などの育成支援を行う。総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供する。	生活経済課 市民活動推進課 地域支援課	市民 事業者等	継続

施策(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
49	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	地域支援課	市民	継続
50	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女平等の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	防災課	市民	充実

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、 あらゆる暴力を許さないまち

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画

現状と課題

本市では、11月12日～25日（25日は「女性に対する暴力国際撤廃日」）の「女性に対する暴力をなくす運動」期間における暴力防止に関する様々な啓発活動や、デートDV防止出前講座、相談事業などを実施してきました。庁内においては、庁内連携体制の構築や市職員への研修の開催、被害者の情報保護を目的とした住民情報系システムの改善などにも取り組んできました。

東京都福祉保健局によると、都内における配偶者暴力相談等件数は、区市町村では平成28（2016）年度まで増加し続けていますが、平成29（2017）年度には34,131件へとわずかに減少しています。一方で警視庁での相談件数は8,976件と都配偶者暴力相談支援センターでの件数を初めて超えました（図表Ⅲ－1）。

意識調査では、親しい関係にある男女間の暴力の認識状況について尋ねており、9つの暴力の項目のうち、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合は、『大声でどなる』で約3割、『配偶者等の外出などを制限する』で4割台と低くなっています（図表Ⅲ－2）。

男女間の暴力を防止するために必要な市の施策については、全体では「窓口を増やすなど相談しやすい条件整備をする」が最も多く、「親しい間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識の啓発をする」、「被害者に対する自立支援（子どもの養育、住宅の確保、就労支援）などを行う」が続いています（図表Ⅲ－3）。

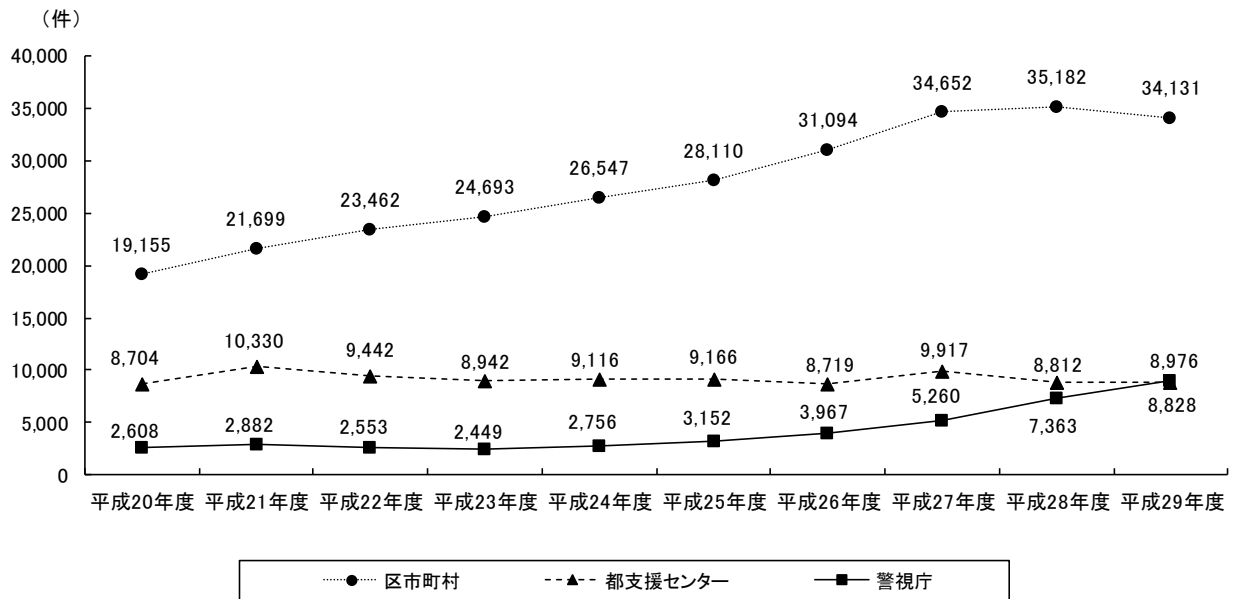
そのため、暴力の未然防止に向けた取組を実施し、相談事業の充実や被害者の自立支援、一時保護などの切れ目のない支援を充実する必要があります。また、職員の意識を高めるとともに、関係機関との情報共有や連携強化に努め、安全に配慮した支援体制を整える必要があります。

さらに、若い頃から暴力の防止意識を醸成するため、デートDVについて、大学生はもとより、高校生、さらには中学生とより多くの若年層に向けて、啓発する必要があります。

施策の方向性

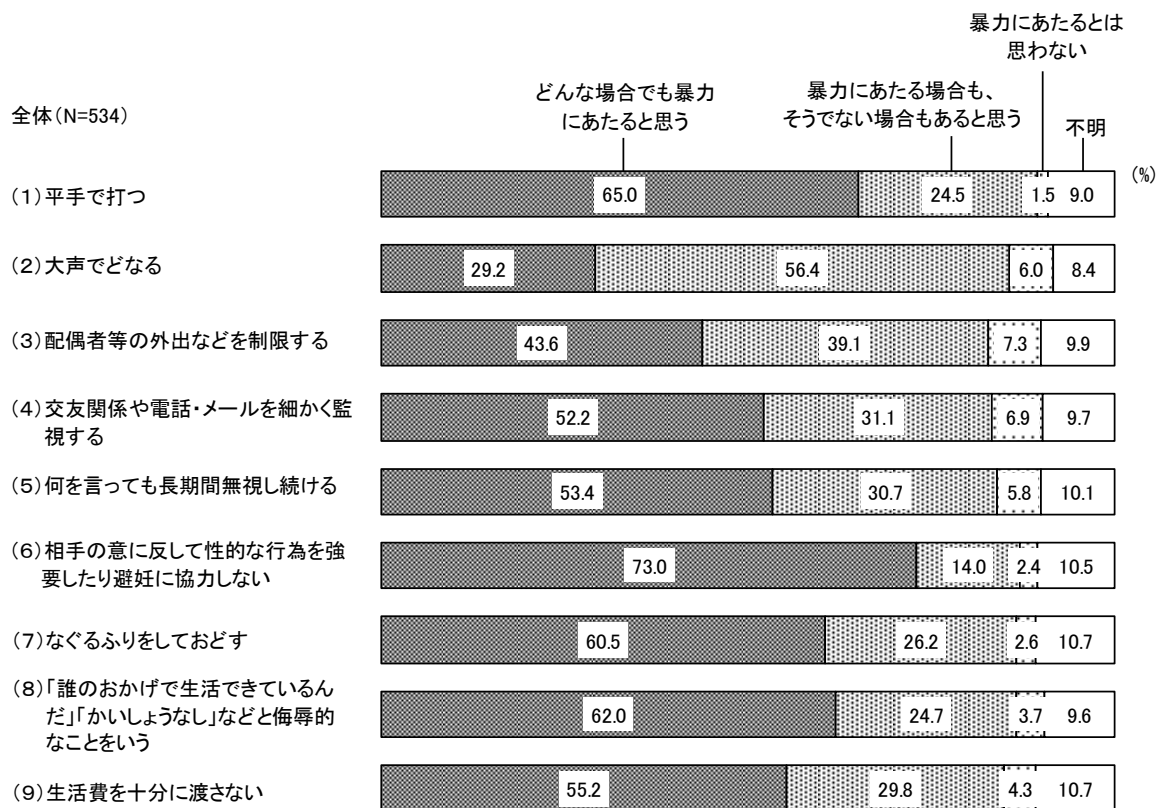
配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに向け、講座等により啓発に取り組むとともに、相談体制を整備、充実し、早期発見・早期対応が図られるよう取り組みます。また、被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、職員の意識を高め、二次被害を防止するとともに、関係機関との連携を深め、被害者の意思を尊重した安全確保と自立支援を行います。また、暴力の未然防止と早期発見のために、主にデートDVについて若年層に引き続き啓発をします。

図表Ⅲ－１ 配偶者暴力相談等件数の推移（東京都）



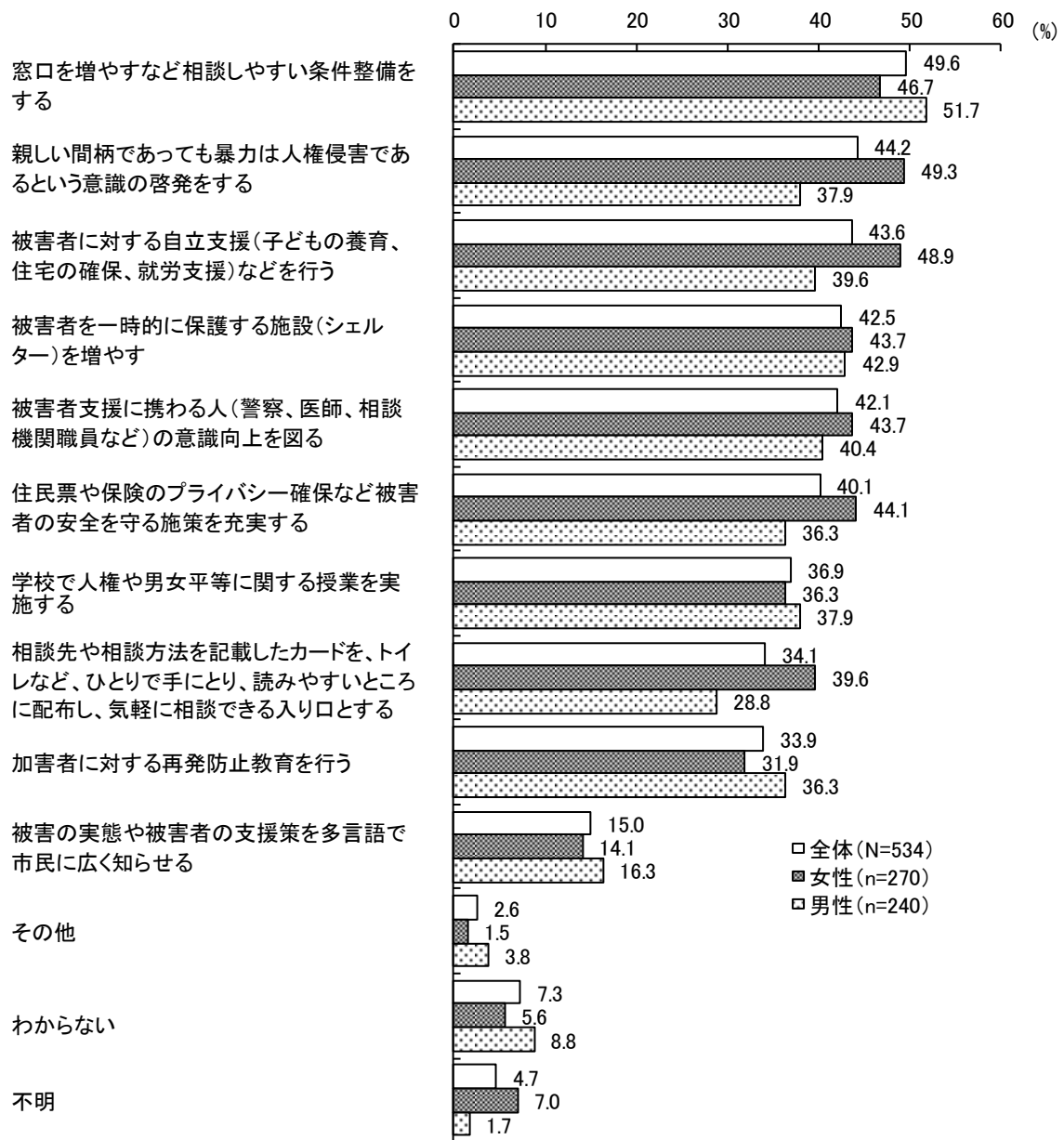
資料：東京都福祉保健局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」（平成 29 年度）

図表Ⅲ－２ 親しい関係にある男女間の暴力の認識（全体）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅲ－3 男女間の暴力を防止するために必要な市の施策（全体、性別：複数回答）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)暴力の未然防止と早期発見(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
51	配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見	「こんにちは赤ちゃん訪問」や子ども家庭相談などを通して配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見に努める。	子ども家庭支援センター 健康課	市民	充実
52	若年世代への意識啓発	センター企画運営委員会と連携し、市内の学校の協力を得て「デートＤＶ」をテーマに出前講座を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
54	男女平等推進情報誌「まなこ」における広報	男女平等推進情報誌「まなこ」において、ＤＶ防止啓発を継続して行う。	男女平等推進センター	市民	継続

施策(2)相談事業の充実(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
55	女性相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	男女平等推進センター	市民	継続
56	配偶者暴力に関する相談体制の整備	ひとり親家庭相談と女性総合相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つなぎ方や相談の流れなどの情報共有等を行い、関係部署間の連携を図る。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携の上、支援を行う。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続
57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武蔵野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	子ども家庭支援センター	市民	継続

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
58	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を市内公共施設等のトイレに貼付・配布し、相談窓口等を周知する。 幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市民	継続
59	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
60	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取組を推進する。	男女平等推進センター	市	継続

施策(3)安全の確保

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
61	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて被害者の安全確保を図る。	子ども家庭支援センター	市民	継続
62	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を図るため、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	子ども家庭支援センター 情報管理課	市	継続

施策(4)自立支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
63	庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援	被害者の庁内各課での手続きを円滑に支援するため、定期的に庁内連絡会を開催し、情報共有を図る。	子ども家庭支援センター	市	継続
64	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	子ども家庭支援センター	市	継続
65	被害者へのカウンセリングの検討	配偶者暴力被害を含めた女性相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市 市民	継続
66	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター 教育支援課	市 市民	継続

施策(5)推進体制の整備

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
67	配偶者暴力被害者支援のための庁内ネットワークの充実	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	子ども家庭支援センター	市	継続
68	東京都等との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	子ども家庭支援センター	市	継続
69	外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	男女平等推進センター	市	見直し
70	相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女平等推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	市民活動推進課 男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続
71	相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	子ども家庭支援センター	市	継続
72	配偶者暴力相談支援センターの機能充実	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実について検討する。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続

基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

現状と課題

本市では、「女性に対する暴力をなくす運動」において、関連図書展示や冊子の配布等を通して、様々な暴力防止のための啓発をしてきました。

東京都産業労働局によると東京都におけるセクシュアル・ハラスメント労働相談件数は、平成 26（2014）年度から平成 29（2017）年度にかけて、1,162 件から 1,569 件へと増加しています。（図表Ⅲ－4）。

一方、警視庁によると、東京都におけるストーカー行為等に係る相談件数は、平成 25（2013）年の 1,466 件から、増減はあるものの、平成 29（2017）年では 2,426 件となっています（図表Ⅲ－5）。

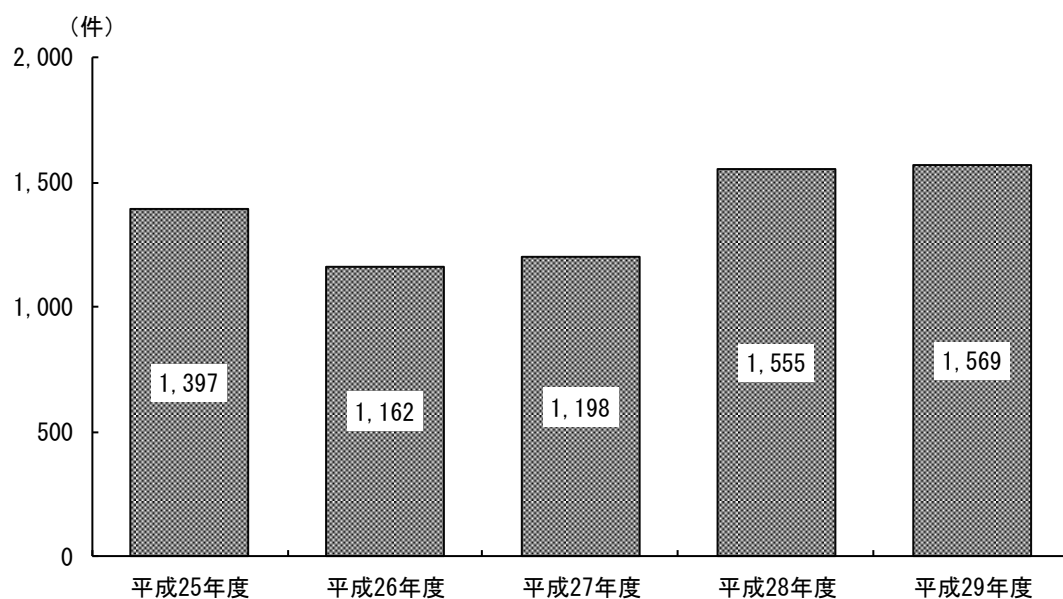
また、近年では JK ビジネスなどをはじめとした 10 代から 20 代の女性を狙った性的な暴力が多様化しており、若年層を狙った暴力の問題は依然として深刻な状況にあります。

そのため、性に関するハラスメントやストーカー行為はもとより、若年層に対する性的な暴力についても啓発するとともに、暴力の防止に向けた取組や被害者への支援が必要です。

施策の方向性

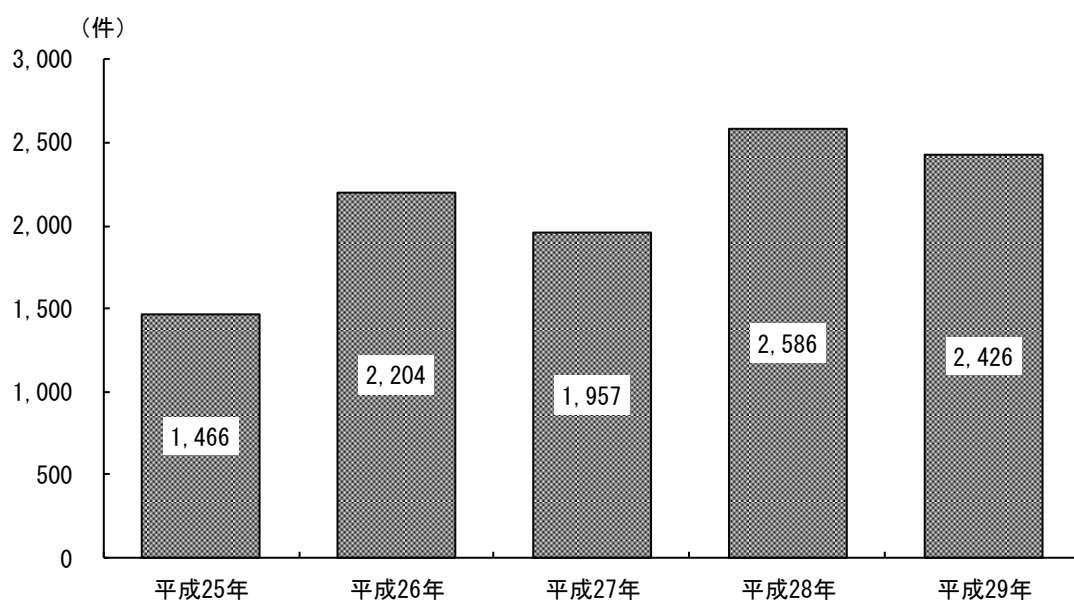
性に関するハラスメントやストーカー行為、性犯罪等は、人権侵害であり男女平等社会の実現を妨げるものであるとの認識に立ち、様々な機会を通して、市民や事業者に対して啓発活動を実施します。また、被害者に対する支援とそのために必要な体制整備を進めます。

図表Ⅲ－４ セクシュアル・ハラスメント労働相談件数（東京都）



資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」（平成29年度）

図表Ⅲ－５ ストーカー行為等に係る相談件数（東京都）



資料：警視庁「警視庁の統計」（各年）

施策(1)性に関するハラスメントやストーカー等への対策

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
73	性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発	様々な機会を通して、事業者や市民に対して性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止についての啓発活動を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
74	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	子ども家庭支援センター	市 市民	継続
75	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（事業53再掲）	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
76	女性相談窓口の実施（事業55再掲）	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	男女平等推進センター	市民	継続
77	図書館における情報提供（事業4再掲）	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	図書館	市民	継続

基本施策3 特に困難な状況にある人への支援

現状と課題

本市では、これまでひとり親家庭への各種手当や助成、ハローワーク等との連携による就労支援に加え、ひとり親家庭の子どもへの教育支援等を行ってきました。高齢者・障害者に対しては、「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会会議」や「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を通じ、孤立や虐待の防止に努めてきました。

武蔵野市の母子世帯・父子世帯数をみると、年度によって世帯数の変化はあるものの、母子世帯が約9割を占めています（図表Ⅲ－6）。厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」によると、平成27（2015）年の母子世帯における世帯の平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）は348万円となっています（図表Ⅲ－7）。また「国民生活基礎調査」によると、平成27（2015）年の児童のいる世帯の平均所得は707.6万円となっています（図表Ⅲ－8）。東京都福祉保健局の調査によると、東京都における高齢者虐待の状況は、平成28（2016）年度の養護者による被虐待高齢者の総数は2,486人であり、被虐待高齢者の性別は、女性が75.2%、男性が24.8%となっています（図表Ⅲ－9）。また、東京都における障害者虐待の状況は、平成28（2016）年度の養護者による被虐待障害者の人数は101人であり、被虐待障害者の性別は女性が66.3%、男性が33.7%となっています（図表Ⅲ－10）。

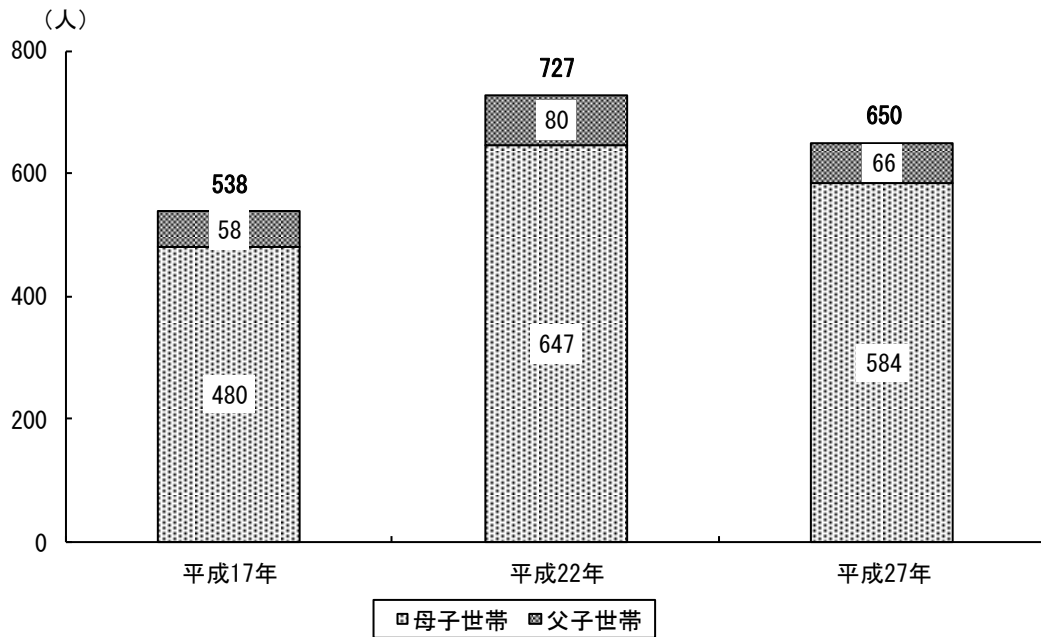
女性であることに加えひとり親であることは貧困に陥りやすいなど、複合的に困難な状況にある方への一層の支援が求められています。そのため、ひとり親家庭については、それぞれの世帯の状況に応じた支援を充実するとともに、高齢者や障害者が安心して暮らすための支援と虐待防止に向けた取組を行う必要があります。

施策の方向性

ひとり親家庭への支援については、実態把握調査を踏まえ、ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し総合的・体系的な支援を行います。

高齢者・障害者への支援については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう孤立予防や消費者被害防止に関する支援を行います。また、家族介護者の負担の増加等により、高齢者虐待や障害者虐待が多くなる恐れがあるため、虐待の未然防止や早期発見、早期支援の体制づくりを行います。

図表Ⅲ－6 母子世帯・父子世帯数（武蔵野市）



※「母子世帯」は、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。
 ※「父子世帯」は、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。
 ※平成22年、平成27年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数。

資料：総務省統計局「国勢調査」（平成17年、平成22年、平成27年）

図表Ⅲ－7 母子世帯・父子世帯の状況（全国）

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数〔推計値〕	123.2万世帯 (123.8万世帯)	18.7万世帯 (22.3万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (80.8%) 死別 8.0% (7.5%)	離婚 75.6% (74.3%) 死別 19.0% (16.8%)
3 就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)
うち 自営業	3.4% (2.6%)	18.2% (15.6%)
うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)
4 平均年間収入 〔母又は父自身の収入〕	243万円 (223万円)	420万円 (380万円)
5 平均年間就労収入 〔母又は父自身の就労収入〕	200万円 (181万円)	398万円 (360万円)
6 平均年間収入 〔同居親族を含む世帯全員の収入〕	348万円 (291万円)	573万円 (455万円)

※「平均収入」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額。

※（ ）内の値は、前回（平成23年（2011）度）調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27（2015）年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

資料：厚生労働省「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査」（平成29年）

図表Ⅲ－8 各種世帯の1世帯あたり平均所得金額（全国）

（万円）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全世帯	538.0	548.2	537.2	528.9	541.9	545.4
高齢者世帯	307.2	303.6	309.1	300.5	297.3	308.1
児童のいる世帯	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	707.6

※「所得」とは、「稼働所得」、「財産所得」、「社会保障給付金」、「仕送り」、「企業年金・個人年金等」、「その他の所得」の合計。

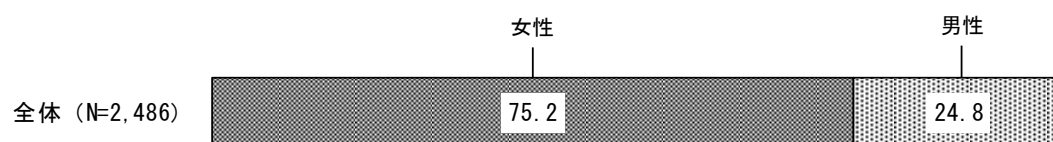
※平成22（2010）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

※平成23（2011）年の数値は、福島県を除く。

※平成27（2015）年の数値は、熊本県を除く。

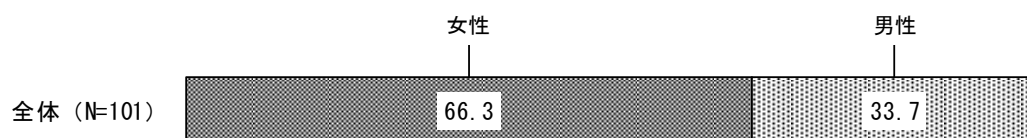
資料：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」（平成29年）

図表Ⅲ－9 被虐待高齢者の性別（東京都）（全体）



資料：東京都福祉保健局「平成28年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成28年度）

図表Ⅲ－10 被虐待障害者の性別（東京都）（全体）



資料：東京都福祉保健局「平成28年度 都内における障害者虐待の状況（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）」（平成28年度）

施策(1)ひとり親家庭等への支援(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
78	ひとり親家庭の自立促進計画の見直し	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、第五次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	子ども家庭支援センター	市	継続
79	ひとり親家庭への経済的支援	各種の手当、助成、福祉資金の貸付、就学援助により経済的な支援を行う。	子ども家庭支援センター 教育支援課	市民	継続
80	ひとり親家庭等への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。また、生活困窮世帯の自立支援のため、伴走型の相談支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	継続
81	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援や孤立化防止のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	男女平等推進センター	市民	継続
82	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援	家庭訪問による学習・生活支援及び補習教室での学習支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	新規
83	ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	ひとり親家庭の親が、継続的、安定的に就業できるように、きめ細かい就労支援を行う。	子ども家庭支援センター	市民	継続

施策(2)高齢者・障害者の方への支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
84	「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実	「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体による、それぞれの通常業務の中での異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知の取組を進めるとともに、ひとり暮らし高齢者の増加等の課題に対応するため、連携強化を図る。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民 事業者等	継続
85	虐待防止の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修等を実施する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民 事業者等	継続
86	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	生活経済課 高齢者支援課 障害者福祉課 安全対策課	市民	継続
87	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	障害者福祉課	市民 事業者等	継続

基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

現状と課題

本市では、女性特有の疾病予防のため、乳がん・子宮がん検診を行っており、検診実施場所の増設や申込方法の変更等により、市民が受診しやすくなるような工夫を重ねてきました。しかし、乳がん・子宮がん検診受診率の推移をみると、どちらも受診率は横ばい状態となっており、受診者数の増加対策が課題となっています。（図表Ⅲ－11）

また、本市では、母体ケアに関する事業や骨粗しょう症予防教室の実施、エイズ・性感染症などの防止に関する啓発活動などにも取り組んできました。武蔵野市の合計特殊出生率※は、平成 19（2007）年から平成 28（2016）年にかけて、おおむね増加傾向にあり、平成 27（2015）年には、武蔵野市、東京都共に初めて 1.20 を超えています（図表Ⅲ－12）。一方で、望まない妊娠や性感染症などの課題が依然として残っていることから、「性と生殖」に関する確かな情報や手段を知り、より自分の決定権を高められるよう、発達の段階に応じた包括的な性教育が求められています。

全ての人が、生涯にわたり心身ともに健康であることは、男女平等社会を実現するうえでも重要な視点です。そのため、それぞれの性を理解し尊重し合い、セクシュアリティに関することを自己決定できるよう、男女平等の視点から、互いの身体的性差の理解を深めるための情報提供をするとともに、性差に応じた支援を充実する必要があります。特に、学校における発達段階に応じた意識啓発の方法については、関係各課と連携して検討していくことが求められます。

施策の方向性

お互いの性を理解し尊重し合うことができるよう支援するとともに、個人の自己決定権や権利としての健康が、生涯を通して保証されるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や意識啓発に努めます。また、効果的な周知方法を検討します。

特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期など各段階で身体的な変化が大きいことから、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等について理解し合うことができるよう取り組みます。

※合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。

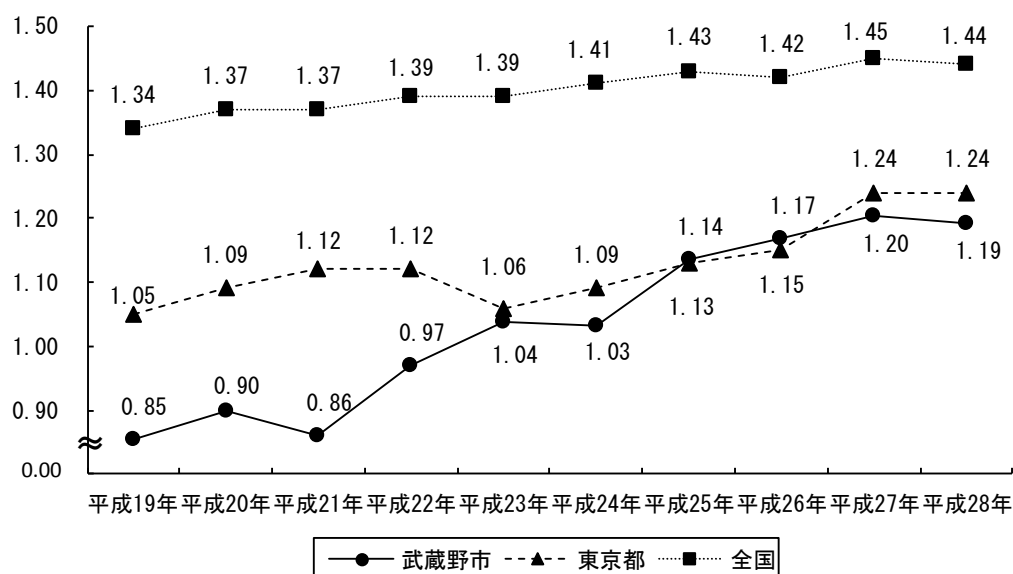
図表Ⅲ－11 乳がん・子宮がん検診受診率の推移（武蔵野市）

		(%)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
乳がん検診		5.3	3.9	4.8	5.0	4.2
子宮がん 検診	子宮頸がん	12.1	9.1	11.9	9.7	11.2
	子宮体がん	4.1	2.7	3.8	2.8	3.7

※87、88 ページの数値目標は、算出方法が異なるため、数値が異なる。

資料：武蔵野市「統計でみる武蔵野市」（各年度）

図表Ⅲ－12 合計特殊出生率の推移（武蔵野市、東京都、全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」（各年）

施策(1)各種健康診断の充実

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
88	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	健康課	市民	継続
89	子宮頸がん予防ワクチン接種	平成25（2013）年4月から定期接種として実施した。対象者への接種効果と副反応について情報提供を行う。	健康課	市民	継続
90	母体ケアに関する事業の実施	妊娠期から産後までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさしの」を実施。各事業を通じて母体の健康管理について啓発し、産後うつや早期発見や必要時関係機関との連携を図る。また、父親の母体への理解、子育ての参加促進を促す。	健康課	市民	充実
91	健康をおびやかす様々な問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	健康課	市民	継続
92	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	健康課	市民	継続

施策(2)リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
93	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発	男女平等推進センター等で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
94	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施（事業9再掲）	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	指導課	市民	継続

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

基本施策1 計画推進体制の整備・強化

現状と課題

本市では、平成 10（1998）年に「むさしのヒューマン・ネットワークセンター（現：男女平等推進センター）」を開設以来、同センターを推進拠点として、男女平等の推進に向けた講座の開催や男女平等推進情報誌「まなこ」の発行、団体活動の支援や相談事業を行ってきました。平成 29（2017）年には、「男女平等推進条例」を制定し、本市における男女平等推進に向けて、様々な取組を進めています。

意識調査によると、武蔵野市の男女平等推進に関する6つの取組全てで、認知度（「内容まで一応知っている」と「聞いたことはある」の合計）は3割以下となっています（図表Ⅳ－1）。また、平成 24（2012）年度と比べると、『男女平等情報誌「まなこ」』は認知度が5ポイント程度高くなっていますが、『武蔵野市第三次男女共同参画計画』と『女性総合相談』では認知度が低くなっています（図Ⅳ－2）。

男女平等推進情報誌「まなこ」の特集記事として関心のあるテーマは、男女共に「仕事と介護・育児の両立、ワーク・ライフ・バランス」が最も多いですが、女性は「ひとり親支援、子どもの貧困」や「女性のためのキャリアプラン、起業、再就職支援」、男性は「男性の家事・育児・地域活動参加」が続いています（図Ⅳ－3）。

また、男女平等に関する団体への参加意向、ボランティア委員などへの実施意向は共に約1割にとどまっています（図表Ⅳ－4、図表Ⅳ－5）。

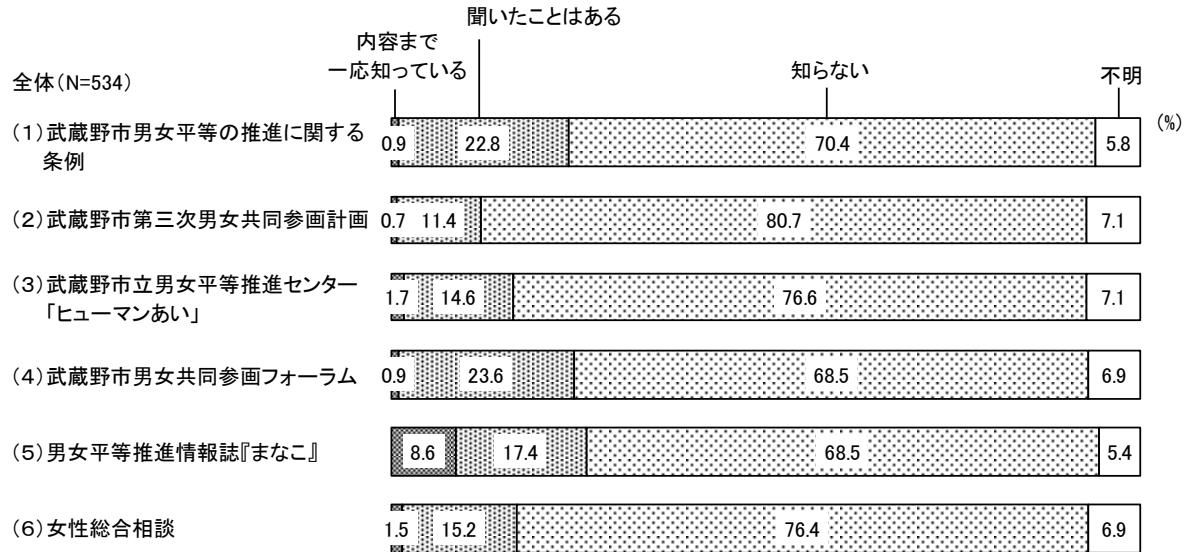
そのため、「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」の認知度を向上させ、広く周知し、市民参加を促すことで、より効果的に男女平等意識を啓発していくことが必要です。また、同センターの機能を充実させることにより、推進計画や推進拠点、「男女平等推進条例」を相互に関連させ、それぞれの特性を生かしつつ施策に取り組んでいくことが求められます。

施策の方向性

男女平等社会の実現のためには、市政のあらゆる分野において、男女平等の理念に配慮した各施策の展開がなされることが重要です。これまでのセンターの特徴である市民及び市民団体との協働・参画を基調に、市の男女平等推進施策の認知度を高め、関心を持ってもらうために、一層の情報提供をします。さらに、男女平等推進センター「ヒューマンあい」は、配偶者暴力相談支援センター機能の一部を担う等、専門性と総合性をあわせもつ男女平等を推進するための拠点施設として機能の充実を図ります。

そして、本計画を着実に実施するため、男女平等推進審議会及び市内推進会議を中心に、計画の進捗状況を点検・評価し、課題の解決に向けて取り組みます。

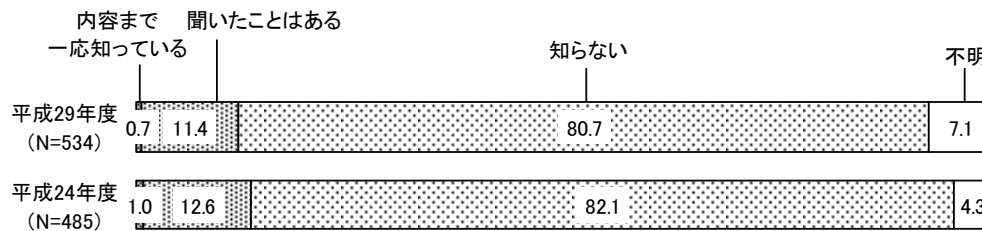
図表Ⅳ－１ 武蔵野市の施策の認知（全体）



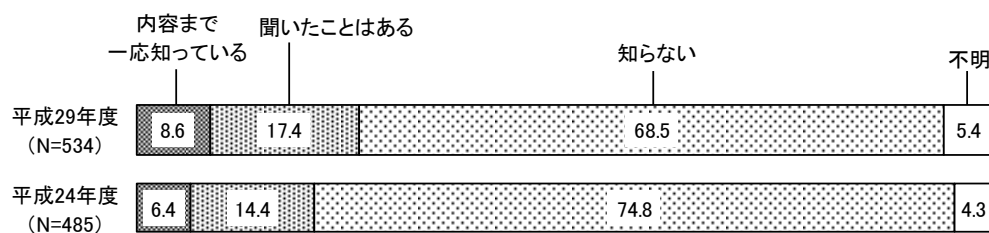
資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅳ－２ 武蔵野市の施策の認知（全体）（平成 29 年度、平成 24 年度）

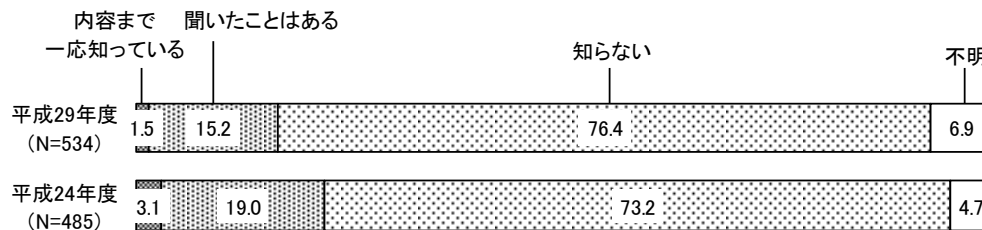
(1) 武蔵野市第三次男女共同参画計画



(2) 男女平等推進情報誌『まなこ』

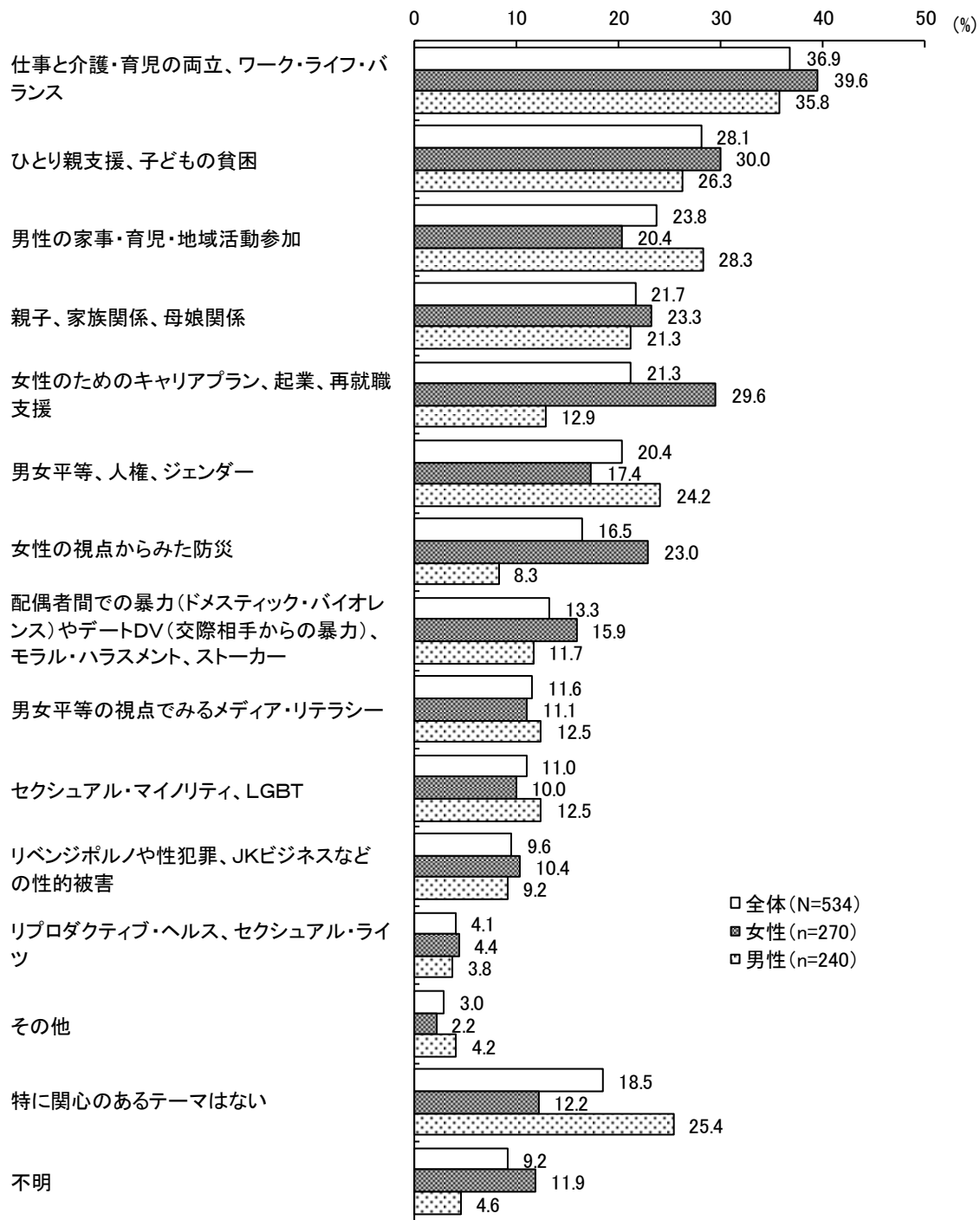


(3) 女性総合相談



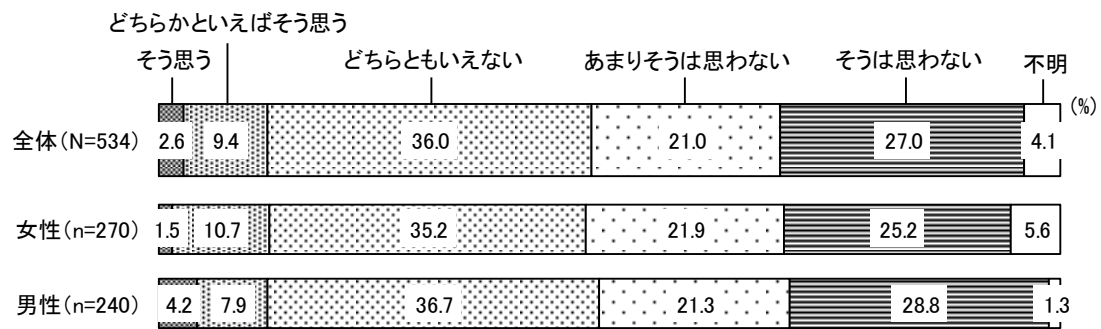
※項目名は、武蔵野「市男女平等に関する意識調査」に合わせている。
資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）、武蔵野市「男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年度）

図表Ⅳ－３ 男女平等に関わる講座や「まなこ」の特集記事として関心のあるテーマ
(全体、性別：複数回答)



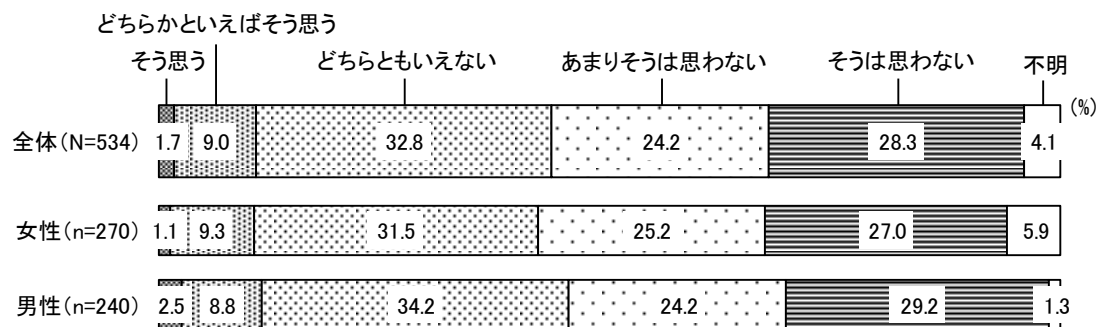
資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」(平成 29 年度)

図表Ⅳ－４ 男女平等に関する団体への参加意向（全体、性別）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅳ－５ ボランティア委員などへの実施意向（全体、性別）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）



男女平等推進情報誌「まなこ」



武蔵野市男女平等の推進に関する条例ガイドブック

施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
95	条例の理解に向けた取組	条例ガイドブック等を活用することにより、条例の周知・理解を図る。	男女平等推進センター	市民	新規

施策(2)市民参加による男女平等の推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
96	むさしの男女平等推進市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女平等推進市民協議会をはじめ男女平等推進登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女平等推進への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	男女平等推進センター	事業者等	継続
97	男女平等推進審議会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女平等推進審議会を設置運営する。	男女平等推進センター	事業者等	継続
98	男女平等推進センター企画運営委員会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	男女平等推進センター	事業者等	新規

施策(3)庁内推進体制の整備

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
99	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女平等推進審議会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	男女平等推進センター	市	継続
100	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会で報告する。	男女平等推進センター	市民	継続
101	人材育成の推進	市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	人事課 男女平等推進センター	市	継続

施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
102	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能拡充	男女平等推進センター「ヒューマンあい」において、相談機能の充実や配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女平等の推進拠点として機能拡充を図る。	男女平等推進センター	市	見直し
103	各種講座等の実施	男女平等推進に関する課題解決に向けた各種講座を、市民団体や関係機関との連携を図りながら実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
104	講座修了者のフォローアップ支援	男女平等推進センター「ヒューマンあい」講座の参加者に、関連図書を紹介する、団体活動の情報提供を行うなど、フォローアップを図る。	男女平等推進センター	市民	継続

施策(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
105	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知（事業5再掲）	男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。	男女平等推進センター	市民	継続

基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透

現状と課題

本市の市立小中学校では、SNS東京ルールをもとにして、情報モラルを含む情報活用能力を、教科等を越えたすべての学習の基盤として育んだり、SNS学校ルールやSNS家庭ルールづくりなどをおして児童・生徒を対象とした情報モラルの教育の充実を行ってきました。また、市民を対象としてメディアにおけるジェンダー表現に関する講座を開催するなど、メディア・リテラシーを向上するための取組を行ってきました。

意識調査によると、メディアが発信する表現について感じることとして、「女性について、容姿や若さを強調している」が5割台、「伝えたい内容と関係がないのに、女性の性的側面を強調するなど行きすぎた表現が目立つ」が約3割で上位に挙がっています（図表Ⅳ－6）。

また、近年では、自治体の職員一人ひとりが男女平等の視点に立って行政刊行物等を作成するために、男女平等の視点に立った表現のガイドラインを作成している自治体も増えています。

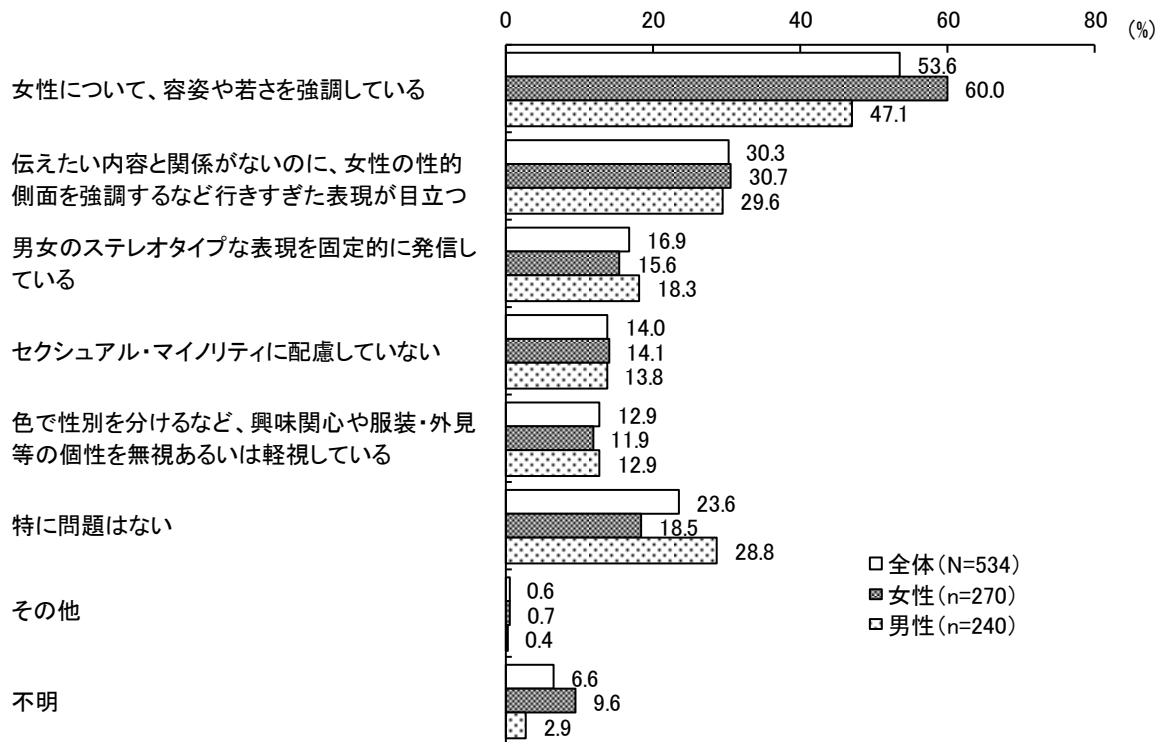
そのため、児童・生徒や学生らがメディア・リテラシーを向上できるよう、市立小中学校や市内の大学等において情報モラル教育等を引き続き行う必要があります。また、市の刊行物等において、男女平等の視点に立った適切な表現を用いることができるよう、男女平等の視点に立った表現のガイドラインを作成し、職員の意識を高めるとともに、市内の事業所にも啓発をしていく必要があります。

施策の方向性

マス・メディアをはじめとする各種メディアから届けられる多様で大量な情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を身に付けていくために、子どもの頃からメディア・リテラシーの向上や情報モラルの理解ができるよう学校教育においても一層の取組を推進します。

さらに、多様な情報の中には、固定的な性別役割分担や人権侵害につながる表現なども存在するため、職員一人ひとりが男女平等の視点からこうした表現について問い直すことができるよう、メディア・リテラシーの向上のための取組を進めます。また、男女平等の視点に立った表現のガイドラインを作成し、市から発信する情報の表現に不適切なものがないか見直していくとともに、市内事業所にも啓発をしていきます。

図表Ⅳ－6 メディアが発信する表現について感じる事（全体、性別：複数回答）



資料：武蔵野市「男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)メディア・リテラシーの向上

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
106	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	生涯学習スポーツ課 指導課 男女平等推進センター	市民	継続
107	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	秘書広報課 男女平等推進センター	市	充実

数值目標

1

前計画の目標値に対する達成状況

前計画の目標値に対する平成 29（2017）年度の達成状況は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値		目標値	目標値に対する 達成状況 (平成 29 (2017) 年度)
		(平成 24 (2012) 年度)	(平成 29 (2017) 年度)	(平成 30 (2018) 年度)	
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を 育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	9団体	11 団体	15 団体	改善 ➡
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立 でき、個性と能力を 発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	41.1%※1	57.1%	50%	達成 ○
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	45.9%	50.3%※2	50%	達成 ○
	市役所内における女性管理職の割合(%)	6.8%	11.4%※2	20%※3	改善 ➡
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	11.8%	55.0%	15%※3	達成 ○
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	88.2%	95.0%	100%※3	改善 ➡
	病後児保育(人・か所数)	8人 2か所	875 人 2か所	2,637 人(延人数) 3か所※3	改善 ➡
	一時保育事業(認可保育所)(人・か所数)	30 人 5か所	46,862 人 13 か所	67,194 人(延人数) 13 か所※3	改善 ➡
	一時保育事業(その他)(か所数)	5か所	5,965 人 6か所	8,909 人(延人数) 7か所※3	改善 ➡
	保育定員(認可保育園)(人・か所数)	1,391 人 15 か所	1,902 人 20 か所	2号(3歳以上)851 人※3 3号(3歳未満)1,066 人※3	達成 ○
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	配偶者暴力防止法を知っている人の割合(%)	76.1%※4	35.0%	80%	減少 ➡
	女性総合相談を知っている人の割合(%)	12.9%	16.7%	40%	改善 ➡
	大学・高校におけるデートDV防止出前講座(校数)	1校	5校	6校	改善 ➡
	乳がん検診受診率(%)	15.3%	14.4%	50%※5	減少 ➡
	子宮がん検診受診率(%)	31.9%	34.7%	50%※5	改善 ➡
基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち	ヒューマン・ネットワークセンターを知っている人の割合(%)	20.6%	16.3%※6	40%	減少 ➡
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	20.8%	26.0%	40%	改善 ➡

※1 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 24 年) ※4 内閣府「男女間における暴力に関する報告書」(平成 24 年)

※2 平成 29(2017)年4月1日時点

※5 目標年度は平成 29(2017)年度

※3 目標年次は平成 31(2019)年度

※6 「男女平等推進センター」を知っている人の割合

達成 ○	目標値に対して現状値(平成 29(2017)年度)が達成している場合
改善 ➡	目標値に対して未達成であるが、現状値(平成 29(2017)年度)が現状値(平成 24(2012)年度)に対して改善(上昇)している場合(目標値未設定の場合も含む)
減少 ➡	目標値に対して未達成であり、現状値(平成 24(2012)年度)に対して減少(下降)している場合
—	平成 24(2012)年度の現状値と平成 29(2017)年度の現状値が比較できない場合

2

目標値の設定

本計画で設定する目標値は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		(平成 29 (2017) 年度)	(平成 35 (2023) 年度)		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を 育むまち	男女共同参画週間事業参加 団体(団体数)	11 団体	15 団体	男女共同参画週 間事業報告書	男女平等推進 センター
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立 でき、個性と能力を 発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っ ている人の割合(%)	57.1%	70%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	50.3%※ ¹	50%	男女平等推進計 画推進状況調査	男女平等推進 センター
	市役所職員一人当たりの年 間超過勤務時間数(時間)	213.2 時間	改定特定事 業主行動計 画の数値目 標を目標とす る	特定事業主行動 計画	人事課
	市役所内における女性管理 職の割合(%)	11.4%※ ¹		特定事業主行動 計画	人事課
	市役所内における男性の育 児休業の取得率(%)	55.0%		特定事業主行動 計画	人事課
	市役所内における男性の出 産支援休暇の取得率(%)	95.0%		特定事業主行動 計画	人事課
	病後児保育(人・か所数)	875 人 2 か所	第五子子 どもプランの数 値目標を目標と する	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(幼稚園型) (人・か所数)	46,862 人 13 か所		子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(その他)(か所 数)	5,965 人 6 か所		子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	保育定員(認可保育所)(人・ か所数)	1,902 人 20 か所		子どもプラン武蔵野	子ども育成課
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あら ゆる暴力を許さない まち	「DV 防止法」を知っている人 の割合(%)	35.0%※ ²	60%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	女性総合相談・法律相談を知 っている人の割合(%)	16.7%※ ³	25%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	学校におけるデートDV防止 出前講座(校数)	4校	6校	男女平等推進計 画推進状況調査	男女平等推進 センター
	乳がん検診受診率(%)	14.4%	50%	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	34.7%	50%	健康推進計画	健康課
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体 制づくりに取り組む まち	「男女平等の推進に関する条 例」を知っている人の割合(%)	23.7%	50%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	男女平等推進センターを知っ ている人の割合(%)	16.3%	25%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	「まなこ」を知っている人の割 合(%)	26.0%	35%	市民意識調査	男女平等推進 センター

※ 1平成 29(2017)年4月1日時点

※ 2「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合

※ 3「女性総合相談」のみを知っている人の割合

資料編

用語一覧

(※)は市独自事業

行	用語	説明
あ	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
	SDGs	平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から平成 42(2030)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
	LGBT	性的マイノリティの総称の一つ。レズビアン(L、女性の同性愛)、ゲイ(G、男性の同性愛)、バイセクシュアル(B、両性愛)、トランスジェンダー(T、からだの性とこころの性が一致しない人)の頭文字を取っている。
	お父さんお帰りなさいパーティー	武蔵野市民社会福祉協議会独自事業。主に定年前後の男性に地域活動への参加を呼び掛けることを目的に、地域のボランティア団体や趣味活動の団体等の紹介を行っている。「長いお勤めご苦労さまです。ようこそ地域へお帰りなさい!」という気持ちを込め、「お父さんお帰りなさい」の名称となった。「おとば」の愛称で平成 12(2000)年度から年1回開催している。ボランティアセンター武蔵野が「お父さんお帰りなさいパーティー実行委員会」を組織し、企画・運営にあたっている。
か	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育のこと。
	こうのとりの学級(※)	初産の妊婦とその配偶者を対象に、親となる心構えを伝え、妊娠中の不安の解消等を目的に実施。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要である。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
	こんにちは赤ちゃん訪問(※)	妊娠届、出生通知票により対象者を把握し、保健師及び訪問指導員が妊産婦の健康保持と乳幼児の健康な発育のために訪問指導を実施。
さ	JKビジネス	児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもののこと。

行	用語	説明
	ジェンダー・ギャップ指数	GGI(Gender Gap Index)と略され、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済、教育、政治及び保健の4つの分野のデータから算出される。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、次のデータから算出される。(経済分野は労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、教育分野は識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、健康分野は新生児の男女比率、健康寿命、政治分野は国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近 50 年の国家元首の在任年数)
	女性相談(※)	女性総合相談と女性法律相談の総称。女性総合相談は、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員が話を伺い、解決に向けて一緒に考える。女性法律相談では、離婚・扶養(養育)・相続などの法律的な対応や手続きについて女性弁護士が相談に応じる。
	女性に対する暴力をなくす運動	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化すること、また、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」としている。
	性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、又は性同一性障害などの人々のこと。「性」は、生物学的な性別や性自認(自らの性別に関する認識)、性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向)などの様々な要素からなると考えられている。
	性に関するハラスメント	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えること。
	SOGI	Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字をとった表現。
た	男女共同参画週間	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法(平成 11(1999)年6月 23 日法律第 78 号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13(2001)年度から始まった。毎年6月 23 日から6月 29 日までの全国的な運動のこと。
	地域子ども館あそべえ(※)	保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方にに基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の1つとして、学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行っている。早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中の開放によって、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
	地域福祉ファシリテーター	住民の立場から、地域の福祉課題や地域の中で支援を必要としている人を発見し、自らが持つ能力や人脈、社会資源を生かしながら、具体的な「新たな支え合い」活動を企画・実施する中核となる人々のこと。
	地域包括ケア人材育成センター	福祉サービスの拡充や地域福祉活動の推進に向け、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の確保と養成を目的に、平成 30(2018)年 12 月 1 日に開設。介護の仕事に就こうとしている方に資格取得の支援を行うほか、既に働いている方への研修・相談や様々な情報提供、そして、福祉に関わる事業所や団体を支援する。運営は福祉公社に委託。
	デートDV	恋人同士の間で起こる暴力のこと。殴る・蹴るといった暴力だけでなく、ひどい言葉で傷つけることや交友関係を制限すること、避妊に協力しないことなども含まれる。

行	用語	説明
な	にじいろ相談(※)	性的マイノリティ当事者やその周りの人々、支援者等を対象に、性に関する悩み等を伺い、解決に向けて一緒に考える相談事業。
は	配偶者からの暴力(DV)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 25(2013)年 7月3日公布、平成 26(2014)年1月3日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。
	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称。都道府県は実施義務があるが市町村は努力義務。配偶者暴力相談支援センターの機能は①相談や相談機関の紹介 ②カウンセリング ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助。
	ヒューマンあい	市民から公募し採択された、武蔵野市立男女平等推進センターの愛称。「ヒューマン」には性別にとらわれない多様性の視点が、「あい」には、愛・会い・眼(まなこ)の意味が込められている。「ヒューマン」と「あい」を重ねた「ヒューマンあい」が、地域の人権をまもり、男女平等を推進して、人々との出会いの拠点施設になるよう命名された。
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方(ファミリー会員)と、育児の援助をしてくださる方(サポート会員)が会員となり、相互援助活動を行う会員組織。センターのアドバイザーが両会員のマッチング、調整等を行い支援する。
	ファミリーデー(※)	平成 27(2015)年度に策定した「武蔵野市第二次特定事業主行動計画前期計画」における子育てと仕事の両立支援の取組の一環として、職員の家族などを職場に招き、市の仕事や職場について理解を深めてもらうとともに、職員が自らの「仕事と生活の調和」を考える機会とするもの。
ま	まなこ	平成3(1991)年に創刊された、武蔵野市の男女平等推進情報誌。男女平等社会の実現を目指し、地域社会における様々な問題を解決するために、企画・取材・編集を市民と協働で行っている。人やまちや文化や地球を、男女平等推進の視点＝「まなこ(眼)」で見ていこうという思いで名付けられた。
	武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク	一人暮らしの高齢者や子ども等の異変を早期に発見し、早期に対応できるようにするため、関係機関、事業者で構成するネットワークを構築。定期的に連絡会議を開催しながら、地域における見守り、孤立防止の体制を整備している。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

行	用語	説明
や	ゆりかごむさしの	武蔵野市母子保健事業の愛称。母子健康手帳交付時の面接から始まり、各種健診、相談事業を行う中で、妊娠期から子育て期まで一人ひとりに寄り添い、地域で安心して生活していただけるようサポートをしている。
ら	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	平成6(1994 年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7(1995 年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

